

# 第2期八潮市教育計画

# 時時大志

令和4年度～令和7年度



八潮市教育委員会

# 市民憲章

わたくしたちは、八潮市民であることに  
誇りと自覚をもち、  
明るく住みよい、豊かで平和なまちを築くため  
この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1 思いやりを大切にし、笑顔があふれる家庭とまちをつくります。
- 1 ルールを守り、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1 生涯にわたり楽しく学び、文化の高いまちをつくります。
- 1 働く喜びを持ち、活気あるまちをつくります。

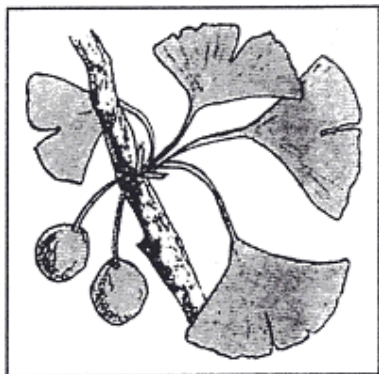
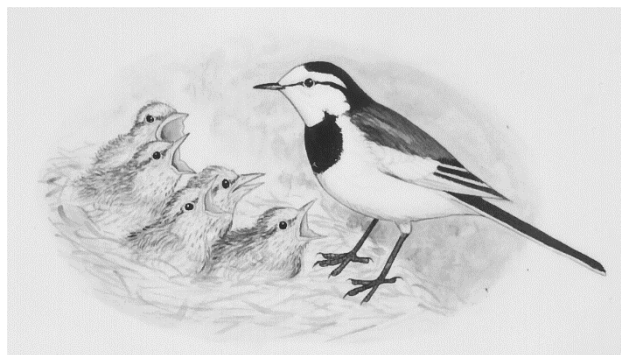
平成14年1月15日制定

## ■ 市の鳥／ハクセキレイ

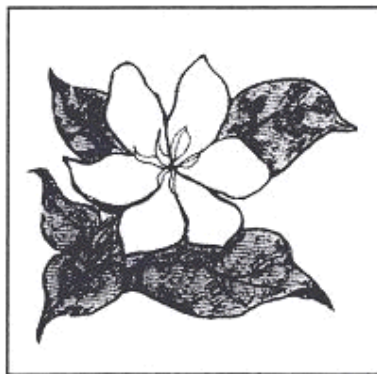
平成9年1月、市制施行25周年を記念して、市内に繁殖する約20種類の鳥の中から指定されました。

ハクセキレイは、古来より水辺を守る鳥として大切にされてきた水鳥で、長い尾を振りながら歩くので別名「石たたき」とも呼ばれています。

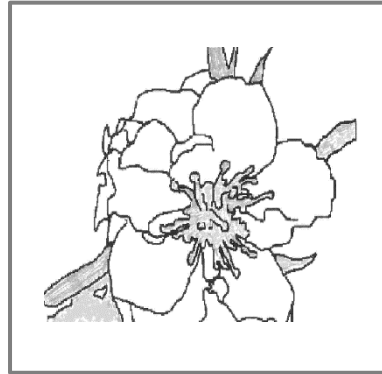
四季を問わず観察でき、綾瀬川や中川など市内の各所で見かけることができます。



■ 市の木 ..... いちょう  
(昭和58年5月14日)



■ 市の花 ..... くちなし  
(昭和58年5月14日)



■ 市の花 ..... 花桃  
(平成26年11月28日)

自然を愛する心を高め、水と緑の豊かな八潮をめざして、市の木と市の花が定められました。

## ごあいさつ

教育の目的とは、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者たる国民の育成」であり、これらは教育の普遍的な使命であるとされています。

社会状況が大きく変化するこの時代にあっては、「生きる力」、つまり、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、さらに、他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性が求められます。



八潮市教育委員会では、「明日の八潮を担う人づくり～「共生・協働」「安全・安心」を基盤として～」を基本理念とする八潮市教育大綱を礎とした、本市が目指すべき教育の姿を示した第1期八潮市教育計画を平成28（2016）年8月に策定し、この基本理念の実現に向けた施策を展開してまいりました。

今回この計画の計画期間が終了となることから、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間を計画期間とする第2期八潮市教育計画を策定いたしました。

この第2期八潮市教育計画では、第1期計画の基本理念や目指す市民像、基本方針などの柱を承継したうえで、現状の課題を整理し、施策内容などの見直しを行いました。超スマート社会（Society 5.0）の到来に備え、新たに「情報化社会に対応した教育の推進施策」を加えた13の目標を掲げ、施策を展開してまいります。

また、次代を担う子どもたちが夢を持ち、希望に満ちた道を歩んでいくために、確かな学力や豊かな心の育成を狙いとする小中一貫教育を着実に進めてまいります。

本計画の実現のためには、学校、家庭、地域が一体となって施策を推進し、市民の皆様とともに取り組んでいくことが何よりも重要であると考えておりますので、今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見、御提言を頂きました市民の皆様をはじめ、有識者や教育関係者の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

令和4年3月

八潮市教育委員会教育長 井上 正人

## 目 次

I 計画の基本理念、基本方針 .....	1
II 計画策定の趣旨と背景 .....	2
III 計画概要 .....	3
(1) 計画の位置づけ .....	3
(2) 計画期間 .....	4
IV 子どもたちを取り巻く現状と課題及び今後の取組 .....	5
(1) 学校教育について .....	5
(2) 家庭教育について .....	7
(3) 社会教育について .....	7
(4) 文化・コミュニティについて .....	9
(5) 交通防犯について .....	11
(6) スポーツについて .....	12
V 施策の体系 .....	13
基本目標1 確かな学力と自ら学ぶ力の育成 .....	16
基本目標2 豊かな心と健やかな体の育成 .....	23
基本目標3 情報化社会に対応した教育の推進 .....	32
基本目標4 望ましい学校教育環境づくり .....	34
基本目標5 人権を尊重する教育の推進 .....	35
基本目標6 夢を抱き次代を創造する青少年の育成 .....	38

基本目標7 平和な社会づくり .....	41
基本目標8 郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進 .....	42
基本目標9 国際化に対応した教育の推進 .....	45
基本目標10 助け合う地域社会づくり .....	46
基本目標11 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり .....	47
基本目標12 安全・安心な教育環境づくり .....	51
基本目標13 スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり .....	55
VI 計画の進行管理.....	58
VII 参考資料 .....	59
(1) 計画の策定体制 .....	59
(2) 策定経緯.....	60
(3) 八潮市教育計画検討専門部会設置要領 .....	61
VIII 用語解説.....	63

文中に「※」を付した語句については、63～68ページに「用語解説」がありますのでご参照ください。

# I 計画の<sup>けいかく</sup>基本理念、<sup>きほんりねん</sup>基本方針<sup>きほんほうしん</sup>

平成 27 (2015) 年度に策定した八潮市教育大綱\*の基本理念、基本方針を本計画の基本理念、基本方針として引き継ぎ、本計画をもって大綱に代えることとします。

## 基本理念

あす やしお にな ひと  
明日の八潮を担う人づくり

きょうせい きょうどう あんぜん あんしん きばん  
～「共生・協働」「安全・安心」を基盤として～

## 基本方針

生きる力を育成し  
子どもたちの夢の実現に努めます

地域と連携し家庭の教育力を高め  
子どもたちの確かな成長に努めます

学びと社会参加、体験を通じ  
全ての市民の自己実現に努めます

文化の継承と創造、  
コミュニティの活性化に努めます

### \*八潮市教育大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、八潮市総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整の上、市長が定める目標や施策の基本的な方針

---

## Ⅱ けいかくさくてい しゅし はいけい 計画策定の趣旨と背景

平成18（2006）年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体は政府の策定した計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

国では、平成30（2018）年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定し、2030年以降の社会の変化を見据えた目指すべき姿や教育政策の重点項目を示し、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むとしています。

埼玉県においては、令和元（2019）年7月に、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念とした「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、目指すべき教育の姿を明示しています。

本市では、教育の中長期的な目指すべき方向性を明確に示し、教育行政を総合的・計画的に推進するため、「第1期八潮市教育計画」を平成28（2016）年8月に策定し、各施策に取り組んでまいりました。

「第1期八潮市教育計画」の計画期間が終期を迎えようとしている今、現代の社会を見渡すと、少子高齢化やグローバル化、更なる技術革新の進展など、社会状況は刻々と変化を続け、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。変化の激しい社会を生き抜くため、教育には、基礎的・基本的な力とともに、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力などを育むことが求められています。

このように、社会の変化とともに教育の果たす役割がますます重要になることから、本市の今後4年間の教育に関する基本的な計画として、「第2期八潮市教育計画」を策定します。

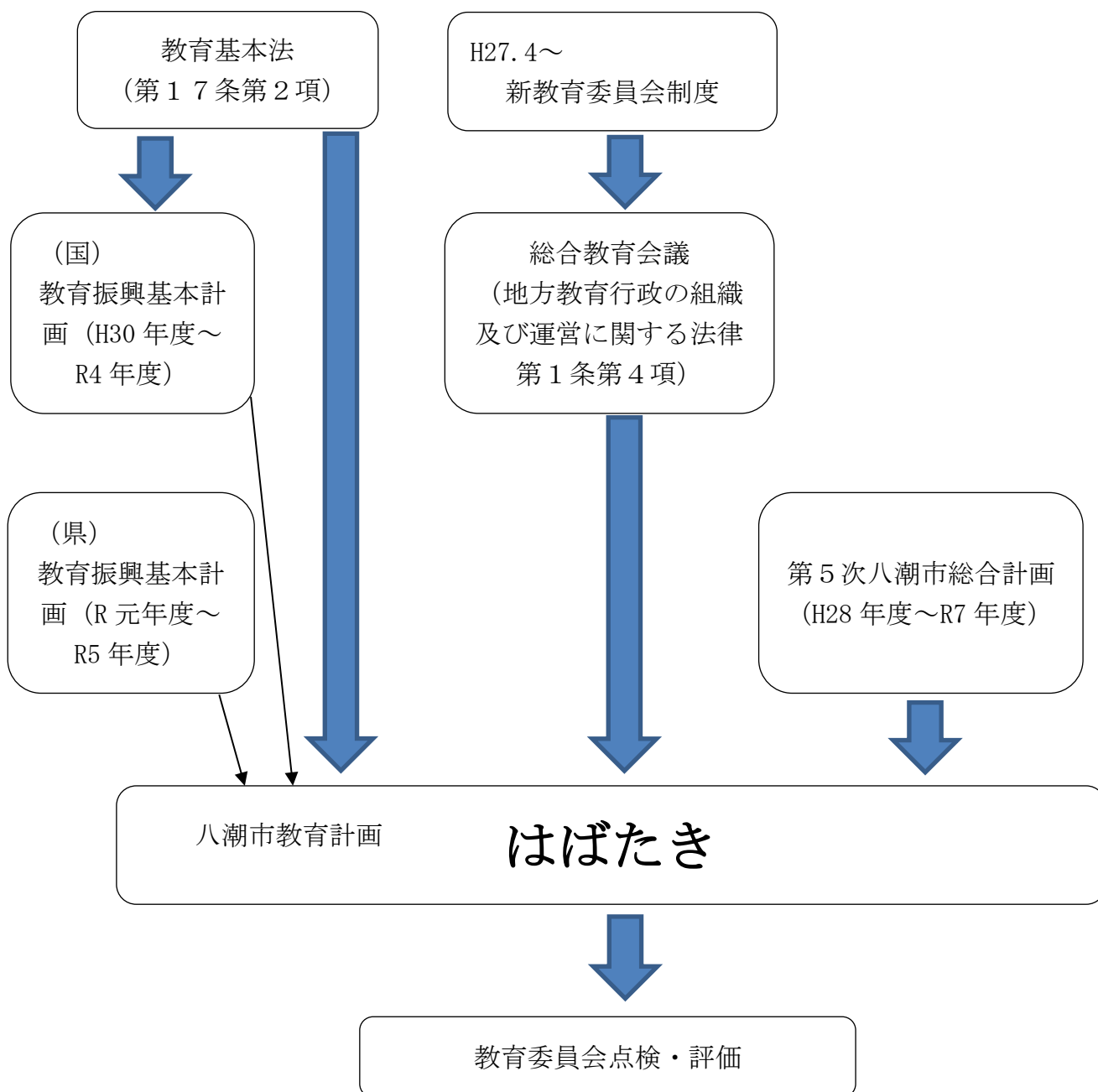
なお、平成27（2015）年に策定した八潮市教育大綱につきましては、基本理念、基本方針を本計画に承継し、本計画をもって大綱に代えることといたします。

# III けいかくがいよう 計画概要

## (1) けいかく いち 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県の教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第5次八潮市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。





---

## (2) 計画期間<sup>けいかくきかん</sup>

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度の4年間とします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期八潮市教育計画						第2期八潮市教育計画			



# IV 子どもたちを取り巻く現状と課題及び

## 今後の取組

### (1) 学校教育について

■小中一貫教育 <sup>*</sup> の取組	
現状と課題	<p>生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しています。</p> <p>本市では平成18年度に小中一貫教育を導入し、義務教育9年間を見通した学校教育に力を入れてきました。</p> <p>その結果、「基礎学力の向上」「不登校児童生徒の減少」「非行問題の減少」については一定の成果が見られます。そのため、平成28年度からの10年間を「次のステージ」と位置づけ、『八潮スタンダード<sup>*</sup>』による授業改善を推進することが求められます。</p>
取組	<p>今後は、小中一貫教育の本質である、9年間の「授業のつながり」を重視し、授業改善を推進することで、全ての児童生徒に「学力」、「体力」、「豊かな心」を育成します。</p>

■きめ細かな指導の充実	
現状と課題	<p>子どもたちを取り巻く社会の状況は多様化、複雑化しています。</p> <p>そのため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の一層の充実が必要です。</p>
取組	<p>本市では、特別支援教育<sup>*</sup>において、教職員の資質向上を図るとともに、特別支援教育介助員<sup>*</sup>を各学校に配置します。</p> <p>また、教育相談、就学相談等の相談体制を充実するとともに教育相談所<sup>*</sup>を再整備します。</p> <p>各中学校には、さわやか相談員<sup>*</sup>を配置し、各校において、スクールカウンセラー<sup>*</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>*</sup>の活用を推進します。</p>

■授業等におけるICT <sup>*</sup> の活用	
現状と課題	<p>近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。</p>
取組	<p>このような中、子どもたちの情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータ等の情報手段を適切に活用した学習活動を充実するとともに、教職員のICT活用指導力の向上を図るため、計画的かつ効果的に研修の機会やICT機器を有効に活用する方法を提供します。</p>

■教職員の育成	
現状と課題	<p>教職員の急速な世代交代が進む中、中間年齢層が少なく若手職員が年々増加しています。</p> <p>学力向上指導員<sup>※</sup>や八潮スタンダード推進教員<sup>※</sup>等の活用を図ることが必要です。</p>
取組	<p>所属校での計画的な研修のほか、年次研修や市教育委員会等による訪問指導を充実し、若手職員の資質・能力の向上を図ります。</p>

■学力・学習状況調査、新体力テスト <sup>※</sup> の結果	
現状と課題	<p>全国学力・学習状況調査や埼玉県学力学習状況調査の結果では、以前と比べて、全国平均・県平均に近づきました。授業改善を推進することで、児童生徒の学力を確実に向上させることが求められます。</p> <p>新体力テストの結果では、小学生については県内で上位の数値ですが、中学生については県内で下位となっていることから、9年間を通した連続性、系統性を生かした指導を推進することが必要です。</p>
取組	<p>学力調査等の結果を踏まえ、教員の指導力の向上を図り、全ての授業において「主体的・対話的で深い学び」を実現した授業改善の徹底を図ります。</p>

■適正な学校配置	
現状と課題	<p>駅周辺の南部地区の児童生徒数は増加傾向にあり、一方、北部地区では児童生徒数が減少しています。</p> <p>こうした中、八潮市教育委員会では、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すため、令和2年3月に八潮市学校適正配置指針・計画を策定しました。</p>
取組	<p>今後、八潮市学校適正配置指針・計画にて定めた指針・基準や方向性に沿って、適正な学校配置を目指します。</p>

■学校の教育環境の充実	
現状と課題	<p>本市の学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて整備されたものが多く、老朽化が進行しています。</p> <p>また、バリアフリー化やトイレの洋式化など、建築当時に比べて学校施設として求められる性能・機能が多様化しています。</p>
取組	<p>老朽化対策と合わせて、学校施設機能の充実を図ります。</p>

## かていきょういく (2) 家庭教育について

■家庭の教育環境の充実	
現状と課題	子どもの成長過程において重要な役割を担う家庭教育については、市内の小・中学校PTA運営による家庭教育学級等を通じて、幼児期からの発達段階に応じた保護者等への学習機会や情報の提供等に取り組んでいます。
取組	今後も、市内の小・中学校の家庭教育学級で実施している「親の学習」等の各種講座をはじめ、家庭教育の向上のための講座の充実を図ります。

## しゃかいきょういく (3) 社会教育について

■社会教育活動の充実・推進	
現状と課題	国際化や高度情報化等が進む一方で、高齢化や核家族 <sup>※</sup> 化等により、市民生活を取り巻く環境は変化しています。 そのような中、市民の社会教育に対するニーズは、新たな知識や技術の習得のみならず、精神的な充足や人との交流、さらには生きがいを見いだすことなどで多様化しています。
取組	市民の多様化するニーズに応えるため、様々な分野において社会教育活動の充実が求められており、そのための社会教育の環境づくりの充実を図ります。 また、より一層地域が抱える様々な社会的課題への対応に努め、各地域において社会の要請に応えるための教育を広げていけるような取組を展開します。

■やしお市民大学・大学院の運営	
現状と課題	市民との協働によるまちづくりを進めるためには、市民のリーダーの育成は必要不可欠であり、やしお市民大学・大学院では、その担い手を育てるためのプログラムにより人材育成に取り組んでいます。 日々変化する現代社会において、真のリーダーの養成にはさらに魅力ある授業、また専門性の高い研究を展開していく必要があります。
取組	今後はカリキュラムの充実とともに、卒業生など市民のリーダーとしての活躍の場の提供をはじめ、多くの市民の入学につながる魅力ある運営を展開します。

■社会教育環境の整備	
現状と課題	公民館では、文化活動の拠点として多くの市民が利用するほか、市民ニーズを踏まえた講座等を開催するなど、地域の交流の場、教養を高める場として重要な役割を担っています。
取組	公民館は今後も知識・情報・文化活動の拠点施設として、市民の皆さんからの要望に応えた各種事業に取り組みます。
現状と課題	図書館では、多くの市民が読書を通じて大きな喜びが得られるよう読書環境と読書活動を支援する役割を担っています。
取組	図書館は今後も読書環境として電子書籍等の充実・強化を図り、障がいのある人等の幅広い利用者層のニーズにも対応していくとともに子どもの読書活動の推進に関し、学校や保育施設等との連携を強化し、魅力的な図書館づくりを進めます。

■人権教育・啓発の推進	
現状と課題	同和問題（部落差別）※をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（児）、外国人等を巡る人権問題のほか、災害に伴う風評被害やインターネットを介したいじめの増加など、様々な人権問題が発生しています。
取組	基本的人権が尊重され、誰もが平等に社会に参画し、喜びや生きがいを実感しながら安心して生活できる社会づくりを推進するため、人権教育及び啓発活動等の総合的な取組を進めます。

## (4) <sup>ぶんか</sup>文化・コミュニティについて

■伝統的な文化遺産の継承	
現状と課題	つくばエクスプレスの開業以来、様々な地域からの人口流入やグローバル化の進展等により、郷土への愛着・関心が薄れつつあります。 地域の歴史や先人たちが営々と築き上げてきた文化に学び、これらを尊重する心や態度を育み伝統的な文化遺産を後世に引き継いでいくことが必要です。文化遺産を活用し、新たな地域文化の創造に取り組むとともに、市内外に八潮の文化遺産の魅力を発信していく必要があります。
取組	歴史講座などを開催して地域の文化遺産に触れる機会を設けます。 また、刊行物やインターネットを通じてより積極的に文化遺産を紹介し、広く情報を発信します。

■郷土の文化遺産の保護	
現状と課題	長く地域で守られてきた有形・無形の伝統的な文化遺産について、産業構造や生活様式の変化に伴い消滅・散逸の危険性が高まっています。
取組	今後も様々な文化遺産の調査を進め、保存に努めるとともに、文化遺産への理解を深めるため、市民や文化財愛護団体と連携して、普及啓発事業を推進します。

■郷土の文化遺産の活用	
現状と課題	資料館では、歴史資料の調査、収集・整理、保存活動により、様々な資料・情報を蓄積しています。 そこで、展示会や体験講座、インターネット等を通して、地域の歴史・文化を市内外に情報発信していく必要があります。
取組	古民家や資料館収蔵資料を活用し、学校と連携して子どもたちの郷土学習活動を支援します。

■コミュニティ意識の醸成	
現状と課題	<p>少子高齢化や核家族化の進展、生活形態や価値観の変化などにより、地域コミュニティ意識の希薄化が見受けられ、住民同士が交流する機会が減少しています。</p> <p>地域での防犯活動や増加する自然災害への対応には町会自治会を中心とした地域コミュニティの果たす役割が重要であるため、市民のコミュニティ意識の醸成に努め、主体的に地域活動に参加する人材の育成が求められます。</p>
取組	<p>市ホームページ等で町会自治会やボランティア団体の活動を紹介するなど、地域活動の魅力を発信します。</p> <p>また、町会自治会と連携し地域で活躍できる人材の発掘・育成に取り組みます。</p>

■多文化共生 <sup>※</sup> の推進	
現状と課題	<p>本市で暮らす外国人市民<sup>※</sup>は増加傾向にある一方で、外国人市民が日本語や日本の文化を学ぶ場が不足しているため、コミュニケーション不足から地域での生活に不安を感じている市民（外国人・日本人）も少なくありません。</p> <p>外国人市民も地域コミュニティを担う一員であることから、ボランティア団体等と連携し、市民（外国人・日本人）が交流できる場や機会を提供するとともに、多文化共生意識の醸成が求められます。</p>
取組	<p>外国人と日本人とが交流するイベントの開催や市内で日本語教室を開催するボランティア団体の支援など、令和3年3月に策定した「八潮市多文化共生推進プラン」に基づき、各種事業に取り組みます。</p>

## こうつうぼうはん (5) 交通防犯について

■犯罪のないまちづくり	
現状と課題	<p>警察や町会自治会、地域防犯推進委員<sup>※</sup>などの協力により、市内で発生する犯罪認知件数は、駅開業時に比べて減少しています。</p> <p>人が多く集まる駅周辺などでは、街頭犯罪が多く、体感治安の悪化が懸念されるほか、学校周辺や通学路などで児童が巻き込まれる犯罪を未然に防ぐ必要があります。</p> <p>また、道路の一部では、夜間に暗い場所があり、照明灯を整備する必要があります。</p>
取組	<p>犯罪の抑止力として、市内に警察署と交番の誘致及び警察官の増員を県知事と県警に要望していきます。</p> <p>駅周辺及び通学路上に防犯カメラを設置しており、人が多く集まる公園にも計画的に設置を進めていきます。</p> <p>明るい道路環境を目指して、道路照明灯を計画的に設置しているほか、町会自治会にも防犯灯の設置を促進するため、LED 照明灯の設置費用を全額補助（上限有り）します。</p>

■交通事故の防止	
現状と課題	<p>警察をはじめとした交通安全団体などの協力により、人身交通事故の発生件数は、近年減少傾向となっていますが、人口 1 万人あたりの自転車による交通事故の死傷者数は、県内ワースト上位となっています。</p> <p>また、都市整備が進む一方で、道路照明灯が未整備の箇所が見受けられます。</p>
取組	<p>自転車に関する事故防止対策として、小学生に模擬交差点を活用した交通安全教室や中学生を対象にスケアード・ストレイト<sup>※</sup>教育技法をもちいた交通安全教室を実施しているほか、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室を開催していきます。</p> <p>明るい道路環境を目指して、道路照明灯を計画的に設置しているほか、町会自治会にも防犯灯の設置を促進するため、LED 照明灯の設置費用を全額補助（上限有り）します。</p>



## (6) スポーツについて

■ 体育施設等の整備	
現状と課題	市民のスポーツ・レクリエーション活動拠点として利用する体育施設等は、経年劣化により老朽化が進んでいることから、その施設の機能を十分に活用することが困難な状況も見受けられます。
取組	安全で安心して利用できるよう計画的な維持管理及び施設の充実に努めます。

■ スポーツ・レクリエーション活動の取組	
現状と課題	スポーツ活動を通して心身ともに健全な育成を図ることを目的とし、スポーツイベントの開催、共催又は後援を行っています。
取組	市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、市内の小・中学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を増やします。



# V し さ く      た い け い 施策の体系

## 基本目標1

### 確かな学力と自ら学ぶ力の育成

- (1) 小中一貫教育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 指導体制の充実
- (4) 幼児教育の推進
- (5) 適切な教育機会の確保

## 基本目標2

### 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 教育内容の充実
- (2) 食育の充実
- (3) 健康教育の充実
- (4) 教育相談の充実
- (5) 家庭や地域と一体となった教育体制の充実
- (6) 家庭における教育の充実

## 基本目標3

### 情報化社会に対応した教育の推進

- (1) ICTを活用した教育の推進
- (2) 情報活用能力の育成
- (3) 情報モラル教育の推進

## 基本目標4

### 望ましい学校教育環境づくり

- (1) 適正な学校配置

**基本目標5**  
**人権を尊重する教育の推進**

- (1) いじめの防止
- (2) 人権教育の推進
- (3) 人権啓発の推進
- (4) 男女平等教育の推進

**基本目標6**  
**夢を抱き次代を創造する青少年の育成**

- (1) 青少年育成体制の充実
- (2) 青少年の社会参加の促進
- (3) 青少年活動の推進
- (4) 体験学習の推進

**基本目標7**  
**平和な社会づくり**

- (1) 平和教育の実施
- (2) 平和意識の高揚

**基本目標8**  
**郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進**

- (1) 文化活動の推進
- (2) 文化財保護事業の推進
- (3) 郷土の歴史・文化普及事業の推進

**基本目標9**  
**国際化に対応した教育の推進**

- (1) 国際理解教育の推進
- (2) 外国人市民との交流の促進

**基本目標 10**  
**助け合う地域社会づくり**

- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) コミュニティ環境の整備

**基本目標 11**  
**生涯にわたり楽しく学べる環境づくり**

- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 情報提供・相談体制の充実
- (3) 学習成果の活用
- (4) 社会教育活動の充実
- (5) 社会教育活動の推進
- (6) 図書館情報提供事業の推進

**基本目標 12**  
**安全・安心な教育環境づくり**

- (1) 安全・安心な教育環境の充実
- (2) 安全教育の充実
- (3) 防犯力の強化
- (4) 防犯施設の整備
- (5) 交通安全意識の高揚
- (6) 交通安全施設の整備

**基本目標 13**  
**スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり**

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション団体の育成
- (4) スポーツ・レクリエーション活動の充実

# 基本目標 1 たし がくりょく みすか まな ちから いくせい 確かな学力と自ら学ぶ力の育成

## しょうちゅういっかんきょういく すいしん 一 小 中 一貫教育の推進

子どもたち一人ひとりの夢の実現を図るためには、小中一貫教育の推進により全ての児童生徒に基礎基本の学力を定着させ、思考力・判断力・表現力を育成することが重要です。国、県、市の学力調査の検証結果をもとに授業改善を推進します。きめ細かな教育を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化します。

### しょうちゅういっかんきょういく じゅうじつ (1) 小 中 一貫教育の充実

義務教育9年間を通したきめ細かな指導を充実させ、児童生徒の学力の向上に努めます。

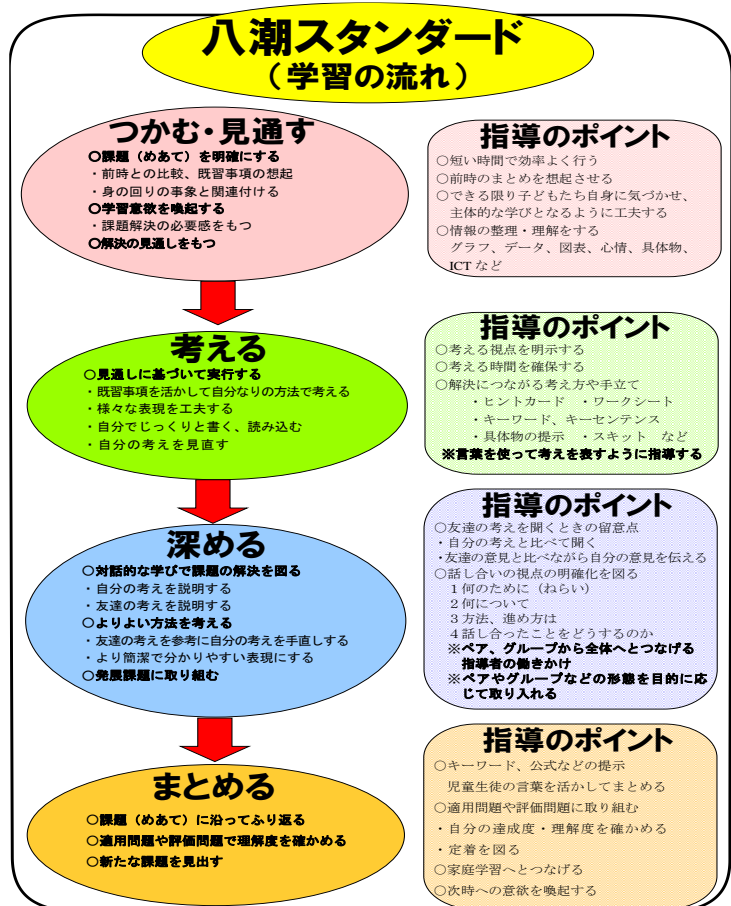
#### 主要事業

事業名	内容	担当課
小中一貫教育推進委員会の開催	・小中一貫教育を推進するため、校長や教頭を構成員とした委員会を開催し、教育課程や指導体制等を検討します。	小中一貫教育推進室
小中一貫教育研究指定	・市内15校を3校（小学校2校、中学校1校）ごとの中学校ブロック※に分け、小中一貫教育推進のための研究を指定します。	小中一貫教育推進室
八潮Basic I・IIの活用	・児童生徒の学力定着を図るため、教職員が作成した問題集です。現在は、電子化し、必要な箇所を各校で印刷して活用します。	小中一貫教育推進室
学力向上対策協議会の開催	・児童生徒の学力向上に資するため、教員の指導力向上に関する具体的方策について研究・協議します。	指導課 小中一貫教育推進室
学力向上指導員の配置	・若手教員の指導力向上や児童生徒の学力向上を図るため、学力向上指導員を配置します。	指導課 小中一貫教育推進室
小中一貫教育研究発表会の実施	・中学校ブロックの特色をいかした教育活動や授業実践などの研究成果を、市内外へ周知します。毎年、1つの中学校ブロックが研究発表を行います。	小中一貫教育推進室
八潮の教育合同報告会	・小中一貫教育の研究実践や取組を、児童生徒や教員の姿を通して市内外に向けて広く周知し、取組の共有や成果の拡大を図ります。	小中一貫教育推進室

事業名	内容	担当課
八潮市教職員合同研修会の実施	・小中一貫教育研究推進のために、教職員が中学校ブロックごとに集まり、各ブロックの計画・方向性を確認し、具体的な実践内容について協議します。	小中一貫教育推進室
八潮スタンダード推進教員の活用	・八潮スタンダード推進教員を各学校に派遣し、若手教員等が推進教員の指導技術を学ぶことにより、八潮スタンダードを基にした授業改善や授業力の向上を図ります。	小中一貫教育推進室
八潮市ジョイント教室の実施	・小学校6年生が、進学先の中学校へ行き、中学校の授業体験や部活動見学等を行うことで、中1ギャップ※の解消を図ります。	小中一貫教育推進室
八潮スタンダードの活用	・八潮スタンダードを活用し、教員の指導力向上や授業改善を推進するとともに、児童生徒の思考時間や対話時間を確保し、学力向上を図ります。	指導課 小中一貫教育推進室
八潮市教職員派遣研修事業の実施	・秋田県小坂町※へ教職員を派遣し、教職員の資質向上や指導力向上を推進します。	小中一貫教育推進室



八潮の教育合同報告会



八潮スタンダード

とくべつしえんきょういく じゅうじつ  
**(2) 特別支援教育※の充実**

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
就学支援委員会の実施	・心身に障がいのある幼児、児童生徒に対し適正な就学支援を行うため就学支援委員会を開催します。	指導課
特別支援教育研修会の開催	・就学支援委員会の委員を中心に、特別支援教育に係る支援の在り方等について研修し、知識を深めます。	指導課
通級指導教室※担当者連絡協議会の開催	・通級指導教室運営に関する確認や通級生に関する情報交換を行います。	指導課
学習障がい児等訪問指導	・学習障がい児等訪問指導員が市内の小・中学校を訪問し、発達障がいやその障がいの疑いのある児童生徒に対する指導助言を行い、個に応じた指導の充実を図ります。	指導課
発達障がい等早期支援	・就学相談等で、児童生徒の発達障がいについて把握し、教育相談所や学校と連携することで、早期支援を行います。	指導課
特別支援教育介助員の配置	・各小学校の通常学級※や特別支援学級※に介助員を配置し、個に応じた指導を推進します。	指導課
難聴・言語通級指導教室の充実	・難聴や吃音等がある児童を対象に、個に応じた指導を行います。	指導課
発達障がい・情緒障がい通級指導教室の充実	・普段の学校生活等が円滑に過ごすことができるよう、該当児童が不得手としていることを支援します。	指導課

### (3) 指導体制の充実

教職員の資質向上を図り、体罰等を防止するため、研修の機会や学校と連携した指導体制を充実します。さらに、きめ細かな指導を充実させるため、少人数指導補助教員※を配置し、指導体制を充実します。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
教育委員※学校訪問	・教育委員が学校を訪問し、学校の教育課程の実施状況や取り組み、児童生徒や教員の様子を見て、良い点や改善点等を協議します。	指導課
教育支援担当訪問	・県や市の指導主事※が市内の小・中学校を訪問し、校内研修を支援します。	指導課
訪問指導（校内研修、年次研修、臨時的任用教員）	・指導主事や八潮スタンダード推進教員が、若手教員を中心に授業について具体的な指導助言を行い、教員の指導力向上を図ります。	指導課
八潮スタンダード推進教員の活用	・八潮スタンダード推進教員を各学校に派遣し、若手教員等が推進教員の指導技術を学ぶことにより、八潮スタンダードを基にした授業改善や授業力の向上を図ります。	指導課 小中一貫教育推進室
学力向上指導員の配置	・若手教員の指導力向上や児童生徒の学力向上を図るため、学力向上指導員を配置します。	指導課 小中一貫教育推進室
八潮スタンダードの活用	・八潮スタンダードを活用し、教員の指導力向上や授業改善を推進するとともに、児童生徒の思考時間や対話時間を確保し、学力向上を図ります。	指導課 小中一貫教育推進室
学習塾との連携事業	・小学校5年生を対象に、学習塾と連携し、補充学習※や発展学習※を行い、児童の学力の定着と向上を図ります。	指導課
少人数指導補助教員の配置	・少人数指導補助教員を市内15校へ配置し、授業等において、教員の補助として児童生徒へのきめ細かな支援を行います。	指導課
小学校理科支援員等の配置	・市内の小学校に配置し、理科室の整備から授業の実験準備に至るまで教員の授業支援を行います。	指導課
教材図書の実充実	・教材となる図書等を充実し、教員の授業支援を図ります。	指導課



事業名	内容	担当課
体罰防止リーフレットの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎年各学校長へリーフレットの周知を行うとともに全教職員へ配布をし、不祥事防止の研修会等で活用します。</li> </ul>	学務課
学校司書の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童生徒が学校図書館を活用し、生涯を通して読書に親しめるよう各中学校ブロックに学校司書を配置し、司書教諭と連携しながら、蔵書の整理や紹介等、読書活動を支援します。</li> </ul>	指導課



学習塾との連携事業

## (4) 幼児教育の推進

幼児教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園への施設等利用費等の支給を通して、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、幼・保・認定こども園等・小連携連絡協議会により、市内全幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を強化します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
施設等利用費の支給	・施設等利用給付認定を受けた園児の保育料及び預かり保育利用料の一部を支給し、幼児教育の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
実費徴収補足給付事業費補助金の交付	・世帯の所得状況やその他事情を勘案して、該当する園児の保護者に対する給食費のうち副食費相当分を交付し、低所得世帯及び多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
八潮市私立幼稚園助成金の支給	・市内私立幼稚園に対して、教員数及び園児数に応じ助成金を交付し、幼稚園教育の充実と教職員研修の奨励を図ります。	教育総務課
幼・保・認定こども園等・小連携連絡協議会の開催	・幼・保・認定こども園等・小連携連絡協議会を開催し、幼稚園や保育所等から小学校への円滑な接続や連携強化について協議します。	指導課

てきせつ きょういくきかい かくほ  
**(5) 適切な教育機会の確保**

就学困難な児童生徒に適切な教育機会を確保するため、保護者への就学援助や高校や大学等へ進学するための教育費貸付制度を充実します。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
要保護及び準要保護児童生徒の学用品等の援助	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行い、義務教育の円滑な実施に資します。	教育総務課
特別支援教育児童生徒の学用品等の援助	・学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行い、特別支援教育における教育の普及奨励を図ります。	教育総務課
入学準備金・教育資金の貸付け	・経済的な理由により入学又は修学に要する資金の調達が困難な保護者又は奨学生に対し、貸し付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えるとともに、有用な人材の育成を推進します。	教育総務課

\*\*\*\*\*

**【数値目標】**

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
全国学力学習状況調査の平均正答率の全国との差	未実施	小学校 ±0P 中学校 ±0P
県学力学習状況調査の平均正答率の県との差	未実施	小学校 ±0P 中学校 ±0P
特別支援教育介助員	市内小学校に 16人配置	市内15校に 21人配置

## 基本目標 2 ゆた　　こころ　　すこ　　からだ　　いくせい 豊かな心と健やかな体の育成

### しょうちゅういっかんきょういく　　すいしん 一 小 中 一貫教育の推進

子どもたち一人ひとりが思いやりの心、協力し合う心、正義感、忍耐力、想像力、考える力などを身につけ、多くの人と豊かな関わりをもつ教育を推進します。また、健康の保持・増進、体力の向上に努めます。子どもたちの心安らぐ場である家庭は基本的な生活習慣を学ぶ場であることから、関係機関と連携して家庭教育の充実を図ります。

#### きょういくないよう　　じゅうじつ (1) 教育内容の充実

「生きる力」を身に付けさせるキャリア教育<sup>※</sup>を推進するとともに、道徳教育の充実に努めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
総合的な自立支援における学校訪問	・自立支援指導員 <sup>※</sup> ・カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、欠席がちな児童生徒や気になる児童生徒について情報交換を行い、不登校の解消を目指します。	指導課
自立支援教室「すてっぴ教室」の充実	・様々な問題を抱え、学校に長く通えなかった児童生徒に対し、自立支援指導員やカウンセラーが中心となり、本人の立ち直りや学校復帰に向けた支援を行います。	指導課
八潮こども夢大学 <sup>※</sup> の実施	・様々な分野の大学等と連携し、児童生徒が大学等での講義や施設見学などを体験し、学ぶ意義や将来の夢を育みます。	指導課
道徳教育の充実	・物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。	指導課
「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（通称：いじめゼロ条例）」を基にした授業実践	・市内全学級で、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を基にいじめ撲滅に向けた授業を実践し、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課

事業名	内容	担当課
小中一貫教育推進検討部会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けいかく部会、まなび（学力）部会、まなび（体力）部会、こころ部会、しえん部会を設置し、小中一貫教育に係る具体的な施策について協議・推進します。</li> </ul>	小中一貫教育推進室
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童生徒が、読書を通して、必要な知識や情報を得られることに気づくとともに、幅広く読書に親しむ態度や豊かな心の育成を推進します。</li> </ul>	指導課 社会教育課
八潮市キャリアパスポートの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報技術革新※に起因する社会環境の変化が、子どもたちの心身の発達にも影響を与え始めていることから、子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて「生きる力」を身につけられるようにキャリア教育を推進します。</li> </ul>	指導課



いじめゼロ懸垂幕



八潮こども夢大学  
昭和大学

## (2) 食育<sup>しょくいく</sup>※の充実<sup>じゅうじつ</sup>

安全で安心な学校給食の提供を通して食育を推進します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
八潮市学校給食ビジョンの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食ビジョンを策定し、食育の推進とともに提供体制のあり方等を検討します。</li> </ul>	学務課
学校給食審議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門機関による衛生検査<sup>※</sup>の結果を踏まえ、課題等について審議し、衛生レベルの向上に努めます。</li> </ul>	学務課
学校給食研究委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校長及び教頭の代表、各校の食育主任<sup>※</sup>と意見を交え、よりよい学校給食の提供に努めます。</li> </ul>	学務課
学校訪問による食育指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に小学校2年生を対象として身体に必要な栄養素等の指導を行います。</li> <li>また、要望があった部活動に訪問し、練習後や試合前の食事についてアドバイスをを行います。</li> </ul>	学務課
親子料理教室等保護者への食育指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の推進にあたり、家庭での食育も不可欠なため、夏休みや地場産野菜<sup>※</sup>等を活用し親子を対象に食の大切さと料理の楽しさを伝えます。</li> </ul>	学務課
献立内容の充実及び改善（地場産食材使用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が興味関心を抱くよう献立内容の充実を図ります。</li> <li>また、地場産野菜を使用することで食育の推進に繋がるよう改善に努めます。</li> </ul>	学務課
献立表・アレルギー用献立（毎月）及び給食だより「ミール」発行（年3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食に使用される材料の他、ワンポイントアドバイスを記載した献立表を作成します。</li> <li>また、給食だよりを作成し、食育に関することを伝えます。</li> </ul>	学務課
要保護及び準要保護児童生徒学校給食費援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校給食費について援助を行います。</li> </ul>	学務課
地場産を活用した「ハッピーこまちゃんデー」	<ul style="list-style-type: none"> <li>食を身近に感じてもらうことができるよう、定期的に地場産野菜の食材を使用します。</li> </ul>	学務課
教職員を対象とした食物アレルギー、アナフィラキシー <sup>※</sup> 対応のための研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安全を守るため、教職員向けの研修会を実施し、知識の習得を図ります。</li> </ul>	学務課

事業名	内容	担当課
みどりの学校ファームの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が農業体験活動等を通して自然と触れ合い、生命や環境、食物等への理解を深め、豊かな心を育成します。</li> </ul>	指導課
衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な給食を提供するため、定期的に給食事業所及び学校に訪問し、衛生管理についての指導や助言を行います。</li> </ul>	学務課



### (3) 健康教育の充実

児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせ健やかな体を育成するため、健康教育や体力向上の取組を推進し、管理体制を充実します。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
中学生ハンドボール大会の開催	・ハンドボール競技の夢と喜びを経験する機会を広く提供し、競技を通じて、埼玉県内の中学生の交流と活性化を図ります。	指導課
薬物乱用防止教室の実施	・薬物に対して正しく理解し、薬物による害を知ることで薬物乱用防止の実践力を育成します。	指導課
早寝・早起き・朝ごはんの推奨	・基本的な生活習慣を身につけさせるために、早寝、早起き、朝ご飯を推奨します。	指導課
学校保健事務連絡会の開催	・養護教諭から現場の声を聴き、より良い学校保健の運営を図ります。	学務課
児童生徒の健康診断の実施と対策	・学校保健安全法に基づき、健康診断を実施し、結果によっては再検査を促します。	学務課
新体力テスト攻略ハンドブック※の活用	・新体力テストにおいて、児童生徒が持てる力を十分に発揮できるようハンドブックを活用し、児童生徒の体力向上を図ります。	指導課 小中一貫教育推進室
小中一貫教育推進検討部会「まなび（体力）部会」の実施	・新体力テストの分析結果から中学校ブロックごとに体力向上に関する重点項目を設定し、八潮スタンダード（体育版）を活用して授業改善を推進します。	指導課 小中一貫教育推進室





きょういくそうだん じゅうじつ  
**(4) 教育相談の充実**

教育相談所やさわやか相談室の相談件数の増加や発達検査の希望件数の増加に対応するため、教育相談体制を充実します。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
専任教育相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>八潮市教育相談所に専任教育相談員を配置し、児童生徒の言動やいじめ、不登校など教育に関する相談を行っています。</li> </ul>	指導課
適応指導教室「フレンドスクール」	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な理由から学校に行くことができない児童生徒に対し、学習支援やカウンセリング、体験活動などを通して集団への適応力や自立心を養い、学校復帰に向けて支援します。</li> </ul>	指導課
さわやか相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめや不登校など児童生徒の心の問題の重要性を鑑み、健全な児童生徒の育成を図るため、さわやか相談員を配置し、児童生徒や保護者の相談等に応じます。</li> </ul>	指導課
さわやか相談員連絡協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>さわやか相談員が情報を共有し、児童生徒の多様な相談に対応ができるよう、さわやか相談員連絡協議会を実施します。</li> </ul>	指導課
不登校特別対策協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域・関係諸機関が一体となった総合的な不登校対策を推進するため、八潮市不登校特別対策協議会を設置し、未然防止・早期対応につながる取組を実施します。</li> </ul>	指導課
総合的な自立支援における学校訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援指導員・カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、欠席がちな児童生徒や気になる児童生徒について情報交換を行い、不登校の解消を目指します。</li> </ul>	指導課
自立支援教室[すてっぷ教室]の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な問題を抱え、学校に長く通えなかった児童生徒に対し、自立支援指導員やカウンセラーが中心となり、本人の立ち直りや学校復帰に向けた支援を行います。</li> </ul>	指導課
生徒指導・教育相談研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの児童生徒を理解し、いじめ、不登校、暴力行為等への対応や保護者との連携の在り方など教育相談についての知識や技能を具体的に学び、生徒指導・教育相談の推進を図ります。</li> </ul>	指導課

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校、児童虐待など、児童生徒や保護者が抱える様々な課題について対応します。</li> </ul>	指導課
教育相談所の再整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育相談所の老朽化や利用者の増加に伴い、これまでの相談所の機能（就学相談、教育相談、適応指導支援）を強化し、誰もが通いやすい場所への再整備を推進します。</li> </ul>	指導課
登校に不安を抱える子を持つ親の集いの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じ悩みを持つ保護者とスクールソーシャルワーカーや自立支援指導員・カウンセラーが参加し、不安の解消や今後の改善に向けた方策等について話し合います。</li> </ul>	指導課



(5) 家庭や地域と一体となった教育体制の充実

子ども一人ひとりの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域が相互に連携した教育体制を充実します。

主要事業

事業名	内容	担当課
八潮の教育合同報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫教育の研究実践や取組を、児童生徒や教員の姿を通して市内外に向けて広く周知し、取組の共有や成果の拡大を図ります。</li> </ul>	小中一貫教育推進室
学校元気プラスワン「ジョイスタ（土曜勉強会）※」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>土曜日に、市内公共施設を会場として、英語検定対策講座をはじめとする特別授業教室や入試対策教室などジョイスタ（土曜勉強会）を実施し、楽しく学びながら学力の向上を目指します。</li> </ul>	指導課
学校応援団の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域住民が学校に通う児童生徒のために、学習活動の支援や登下校の安全・安心の確保、また、校舎内や校庭などの環境整備を行い、学校の教育活動を支援します。</li> </ul>	指導課
学生ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市が目指すきめ細かな教育の推進を図るため、教員を志す学生を学生ボランティア補助教員として市内の小・中学校へ配置します。</li> </ul>	指導課
地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小・中学校の授業や部活動等の指導に地域の人材を活用し、学校の教育活動の充実を図るとともに、地域社会との連携を促進します。</li> </ul>	指導課
学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関する基本的な方針の承認や学校評価等を通じて地域とともにある学校づくりを進めます。</li> </ul>	学務課

(6) 家庭における教育の充実

子どもの人間形成の基礎を培う重要な役割を担う家庭教育について、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた保護者の学習機会や情報の提供等による支援を充実します。

主要事業

事業名	内容	担当課
家庭教育学級の開催	・家庭教育の振興を図るために市内の小・中学校及びPTAに対し、家庭教育学級振興事業を委託し、家庭教育に資する講座や研修会等の事業を開催します。	社会教育課
親の学習講座の開催	・共通の悩みや関心を持つ保護者が集まりグループを作った中で、埼玉県家庭教育アドバイザーを交え話し合いを進めていく参加型講座の親の学習講座を開催します。	社会教育課
親になるための学習講座の開催	・助産師・看護師を招き、児童生徒に対し、いのちの大切さについて講義し、成長期における子どもたちの自尊感情を育むとともに、いじめ問題や自殺予防を含めた健全な精神の発達を促すなど、児童生徒が将来、親になるための学習講座を開催します。	社会教育課

\*\*\*\*\*

【数値目標】

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
不登校児童生徒発生率	小学校 0.7% 中学校 2.7%	小学校 0.2% 中学校 2.1%
学校給食における残食率※	未測定	小学校 2%以下 中学校 8%以下
家庭教育に関する講座数と参加者数	39講座 1,314人	125講座 3,300人

※学校給食における残食率については、毎年埼玉県が実施している「学校給食栄養報告（週報）」調査によるもの（各年度小学校・中学校いずれか1校が対象となり、調査期間は6月と11月の指定された一週間の数値）。

## 基本目標3 じょうほうかしゃかい たいおう きょういく すいしん 情報化社会に対応した教育の推進

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に進展する超スマート社会（Society 5.0）※の中で、児童生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用していくためには、基礎となる情報活用能力及び情報モラルを各学校段階、教科等の学習活動を通じて体系的に育成することが求められます。

市では、学校教育の情報化について共通のビジョンを持ち、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む新しい八潮の教育を推進します。

### (1) ICTかつよう きょういく すいしんを活用した教育の推進

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想※の実現を図るため、ICTを活用した効果的な教育活動に努めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
ICT環境の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の整備方針、八潮市立小・中学校ICT環境整備計画に基づき、必要となるICT機器や学習用ツール、統合型校務支援システムの導入による教育用コンピュータ等について整備を行います。</li> </ul>	学校ICT推進課
目的や課題に応じたICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや学校等の実態に応じて、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、学習ツールの一つとしてICT機器を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に繋がります。</li> </ul>	学校ICT推進課 指導課
ICT支援員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の整備方針、八潮市立小・中学校ICT環境整備計画に基づき、授業等において教職員をサポートするICT支援員等を適切に配置します。</li> </ul>	学校ICT推進課



ICTを活用した教育の推進  
タブレットを活用した授業

## (2) 情報活用能力の育成

ICT活用能力、指導力向上等に資するため、教職員に対する支援体制の充実を図ります。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
ICTを効果的に活用するための研修会等の実施	・教職員のICT活用指導力の向上やICT機器を効果的に活用する方法などが課題となっていることから、計画的に研修会や意見交換等を実施し、課題の改善を図ります。	学校ICT推進課 指導課
情報や資料の収集及び提供	・情報活用能力の向上に資する他の自治体の事例や参考となる資料（マニュアル等）を収集し、教職員に対して適宜情報の提供を行います。	学校ICT推進課
企業等との連携によるノウハウの活用	・他の自治体と協働して取り組んでいる実績のある企業等と連携し、教材の使用方法や授業の進め方等について、ノウハウの活用を図ります。	学校ICT推進課

## (3) 情報モラル教育※の推進

教職員や児童生徒等に対して、情報社会のルールや情報モラル等の育成を推進します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
インターネットによる問題の防止や解決のための講演会等の実施	・情報モラル教育の充実を図るため、講師による講演会やその他の情報モラル教育の取組を各学校単位で毎年度実施します。	学校ICT推進課
適切なインターネットの利用方法等の啓発	・インターネットによる様々なトラブルなどを踏まえ、各学校にリーフレット等を送付し、啓発に努めます。	学校ICT推進課 指導課

## 基本目標4 のぞ 望ましい学校 がっこうきょういくかんきょう 教育環境づくり

八潮市教育委員会では、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すため、令和2年3月に八潮市学校適正配置指針・計画を策定しました。本指針・計画にて定めた指針・基準や方向性に沿って、適正な学校配置を目指していきます。

### (1) てきせい 適正な学校配置 がっこうはいち

八潮市学校適正配置指針・計画にて定めた方向性に沿って、適正な学校配置を目指していきます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
学校施設の整備	・八潮市学校適正配置指針・計画に基づき、市南部の児童生徒数の増加に対応するため、大瀬小学校における校舎増築及び新設小学校の建設を進めます。	教育総務課 学務課

## 基本目標5 じんけん そんちよう きょういく すいしん 人権を尊重する教育の推進

私たちは、基本的人権を尊重し、明るい社会を築く責務を有しています。特に、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」教育を推進し、対応体制をつくります。また、同和教育\*をはじめとする人権教育を様々な機会をとらえて展開し、国籍、年齢、障がいの有無、性の多様性を認め、性別等に捉われることなくあらゆる分野で活躍できる社会を目指します。

### (1) いじめの<sup>ぼうし</sup>防止

「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（いじめゼロ条例）」を周知し、いじめ防止に努めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
八潮市いじめ対策委員会の実施	・いじめ対策委員会は、各校のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の取組や達成状況等を評価し、また、重大事態が発生したときは、事実関係を調査します。	指導課
八潮市学校警察連絡協議会*の実施	・市内小・中・高等学校児童生徒の健全な育成を図ることを目的として「八潮市学校警察連絡協議会」を実施します。	指導課
八潮市いじめ・非行防止ネットワーク推進会議の実施	・学校、教育委員会及び関係する機関・団体が一体となって、児童生徒の健全育成を図ることを目的として、「いじめ・非行防止ネットワーク推進会議」を開催します。	指導課
子どものいじめ防止に関する対策の実施	・条例を制定した9月を「いじめ撲滅強化月間」とし、市民に対していじめ防止に関する啓発を行うほか、市内小・中学校では道徳教育や教職員研修の充実など、いじめ撲滅に関する様々な取組を実施します。	指導課
「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（いじめゼロ条例）」を基にした授業実践	・市内全学級で、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を基にいじめ撲滅に向けた授業を実践し、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課



## (2) 人権教育の推進

学校、企業、関係機関と連携を図り、同和教育をはじめとする人権教育を様々な機会をとらえて展開し、人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育を積極的に推進します。

また、指導者の養成や指導体制を確立するとともに、効果的な指導方法と実践により、人権教育を推進します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
人権教育関係機関との連携	・八潮市人権教育推進協議会※等の人権教育関係機関と連携を図り、人権教育を推進します。	社会教育課
人権教育研修会の開催	・人権意識の高揚を図るために、各種人権教育研修会を開催します。	社会教育課
人権教育・同和教育の指導者の育成	・市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりのために、地域の実情に即した人権教育・同和教育を効果的に実践できる指導者を育成します。	社会教育課
教職員人権教育全体研修会の実施	・教職員の人権教育についての認識を一層深め、学校教育及び地域社会における人権教育の推進を図るため、夏季休業期間中に研修会を実施します。	指導課
管理職人権教育研修会の実施	・管理職として同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を一層深めるとともに、率先して問題の解決に取り組み、指導者としての資質向上を図ります。	指導課
学校人権教育研修会の実施	・教職員の人権教育についての認識を一層深め、学校教育及び地域社会における人権教育の推進を図ります。	指導課

## (3) 人権啓発の推進

人権問題に対する市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるため、広報活動の充実や講演会、研修会の開催等を通して積極的に推進します。

また、人権問題を解決するため、関係機関と連携して、誰もがいつでも安心して相談できる人権活動を推進します。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
人権標語の募集及びポスターの作成・掲示	・同和教育をはじめとする人権教育の推進のための市民意識の高揚に資するために、市内の小・中学校の児童生徒から人権標語を募集し、ポスターを公共施設等に掲示します。	社会教育課
人権啓発ビデオの貸出し	・人権についての学習や研修会等に活用するために、人権啓発ビデオの貸出しを行います。	社会教育課
人権文集「いちよう」の作成	・児童生徒の人権意識の高揚を図るとともに、部落差別をはじめとする様々な差別を解消することを目的に作成し、市内の小・中学校等へ配付します。	指導課

だんじょびょうどうきょういく すいしん  
**(4) 男女平等教育※の推進**

男女共同参画社会※に対する認識を高め、男女ともに自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習に取り組みます。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
男女平等の視点に立った教育の推進	・男女が共に自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、一人一人の能力や個性を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	指導課

\*\*\*\*\*

**【数値目標】**

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
人権に関する研修、催事回数と参加者数	24回 363人	40回 1,300人



## 基本目標6 ゆめ いだ しだい そうそう せいしょうねん いくせい 夢を抱き次代を創造する青少年の育成

これからの社会を担う青少年には、社会に貢献し次代を創造する逞しさと豊かな人間性が求められます。夢を抱き自己実現を目指す社会人として活躍できるよう社会規範と確かな職業意識を育みます。

また、それぞれの課題や目的に応じた相談体制と青少年の健全な居場所づくりに努めます。

### (1) せいしょうねんいくせいたいせい じゅうじつ 青少年育成体制の充実

青少年育成に関する研修会等を通して青少年活動の指導者及びリーダーを養成します。また、青少年関係団体の活動を支援するとともに、団体間の連携を強化し、青少年を取り巻く環境の変化に対応した健全育成を総合的に展開するための体制を整備します。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
青少年育成関係団体の活動支援	・八潮市子ども会育成者連絡協議会 <sup>※</sup> やボーイスカウト <sup>※</sup> 八潮第一団、日本子どもチャレンジランキング連盟 <sup>※</sup> 八潮支部、やしお子どもセンター <sup>※</sup> 等の青少年育成関係団体の活動を支援します。	社会教育課
青少年育成推進員協議会の活動支援	・近年の多様化する青少年問題への取組として、地域社会における青少年の健全育成を図ることを目的とした青少年育成推進員協議会の活動を支援します。	社会教育課
青少年育成八潮市民会議との協働推進	・青少年育成関係者で構成される青少年育成八潮市民会議と青少年の健全育成に関する各種取組についての協働を推進します。	社会教育課
ジュニアリーダー <sup>※</sup> 養成研修会の開催	・将来のジュニアリーダーを養成するために、レクリエーションの実習や宿泊研修を通じて、ジュニアリーダーとしての役割や心構え等を学ぶ研修会を開催します。	社会教育課
指導者のための研修会等の実施	・青少年団体等で活動の中心となる指導者を育成するための研修会等を開催します。	社会教育課

## (2) 青少年の社会参加の促進

青少年が環境の変化に対応し、正しいことを自ら判断する力を育むため、地域社会における様々の活動への参加を促進します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
ボランティア活動など社会参加の促進	・青少年が見識をもって様々な地域活動やボランティアなどの活動に参加できる環境を整備し、青少年の社会参加を促進します。	社会教育課
八潮市成人式実行委員会の活動支援	・成人の日を迎えるにあたり、前途洋々たる成人が互いに集い、夢と希望を語り合い、そして、成人としての自覚と責任を持ち、社会の担い手として活躍することを願い開催する成人式を主催している八潮市成人式実行委員会の活動を支援します。	社会教育課

## (3) 青少年活動の推進

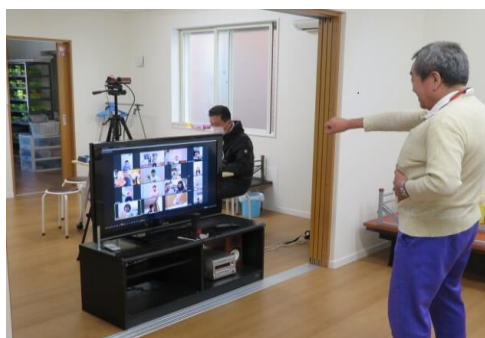
青少年の豊かな人間性や思いやりの心を育み、社会性を身に付けることができるよう、自然や人とのふれあいを深める機会や体験の場を提供するとともに、青少年が安心して集い、地域や世代間の交流等ができる安全な居場所の確保に取り組みます。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
やしお子ども週末活動実行委員会との協働による居場所の確保	・小学校の施設等を活用した子どもたちの安全・安心な活動拠点として、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進するために、やしお子ども土曜広場※を開催します。	社会教育課



ジュニアリーダー養成研修会



ジュニアリーダー養成研修会  
(リモート研修)

たいけんがくしゅう すいしん  
**(4) 体験学習の推進**

体験学習の充実により、児童生徒の興味関心を高め、豊かな心の育成を図るとともに、夢と希望を持って未来を切り拓く力を育てます。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
八潮こども夢大学の実施	・様々な分野の大学等と連携し、児童生徒が大学等での講義や施設見学などを体験し、学び意義や将来の夢を育みます。	指導課
中学生社会体験チャレンジの実施	・中学生が市内の事業所等で職場体験を通して、職業の一端を知るとともに勤労の尊さや喜びを学び、将来の生き方や自らの進路・キャリア設計に役立てます。	指導課
中学生海外派遣の実施	・外国の歴史や文化について理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うため、中学生を海外に派遣します。	指導課
みどりの学校ファームの推進	・児童生徒が農業体験活動等を通して自然と触れ合い、生命や環境、食物等への理解を深め、豊かな心を育成します。	指導課

\*\*\*\*\*

**【数値目標】**

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
やしお子ども土曜広場実施回数と参加者数	未実施	60回 7,800人



八潮市成人式



八潮市成人式実行委員会

## 基本目標 7 へいわ しゃかい 平和な社会づくり

### へいわせんげんとし 一平和宣言都市一

近年、想像をこえる自然災害や国際化に伴い猛威を振るう感染症の拡大、テロリストによる破壊活動などにより、生活が脅かされる不安が高まっています。

本市では平成 24 年に「平和都市宣言」をしました。この宣言に基づき、市民一人ひとりの平和への願いを結集するとともに、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

#### (1) へいわきょういく じっし 平和教育の実施

平和な世の中を構築していくため、平和の尊さや法律、政治について学ぶ機会を充実していきます。

##### 主要事業

事業名	内容	担当課
平和施設見学会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化しつつある戦争の悲惨さ、平和の尊さを未来を担う子どもたち伝えるため、市内小学 5、6年生を対象に平和施設の見学会を実施します。</li> </ul>	社会教育課 指導課 人権・男女 共同参画課
主権者教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙の仕組みや選挙権の行使など、自分たちの国やまちをよくするための政治参画の重要性について学び、主権者として当事者意識の醸成を図ります。</li> </ul>	指導課

#### (2) へいわいしき こうよう 平和意識の高揚

公共施設において、市民の平和に対する意識の高揚を図るため、平和に関連する写真や内容を展示する平和パネル展等を実施します。

##### 主要事業

事業名	内容	担当課
平和パネル展等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化しつつある戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを市民に伝え、市民の平和への意識高揚を図るため、戦時下の写真等をパネル化した平和パネル展や原爆の悲惨さをパネル化した原爆パネル展を実施します。</li> </ul>	社会教育課 人権・男女 共同参画課

## 基本目標 8 きょうどあい はぐく ちいきぶんか そうそう きょういく すいしん 郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進

本市には、先人が語り、謡い、踊り紡いできた貴重な伝統文化があります。文化を継承し、また、郷土を愛する心情や郷土で活躍する意識、地域の文化を創造する力は、あらゆる場で学ぶ中から育まれます。地域の人々から学ぶ機会、郷土の歴史や文化にふれる機会を積極的に取り入れ、子どもたちや市民の学習を充実します。

### (1) ぶんかかつどう すいしん 文化活動の推進

地域や市民生活に根ざした主体的な文化活動を支援するとともに、文化活動リーダーの養成や文化活動団体等の育成に向けた研修、交流活動等を充実します。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
文化活動団体に対する各種支援	・市内各種文化活動の振興と市民文化の発展を図るため、文化活動団体に対する各種支援を行います。	社会教育課
文化活動団体と連携した催事の実施	・市民の文化に対する理解を深め、文化活動への参加を通じて豊かな人間性を養い、市民生活の充実を図るため、文化活動団体と連携した催事を実施します。	社会教育課

### (2) ぶんかざいほ ごじぎょう すいしん 文化財保護事業の推進

有形・無形の文化遺産を後世に伝えるため、市民や文化財愛護団体等と連携して、文化財保護事業を推進します。

また、市民が文化財建造物や史跡等の文化遺産とふれあえる環境の整備に努めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
文化財調査の実施	・未指定文化財の調査や埋蔵文化財※調査、指定文化財の現況調査など文化財に関する調査を実施し、文化財の掘り起こしや記録保存を行います。	文化財保護課
文化財保護審議会の開催	・市内に所在する文化財の保存及び活用について審議する会議を開催します。	文化財保護課

事業名	内容	担当課
歴史講座の開催	・文化財めぐりや文化財に関する講演会など、市民が文化遺産にふれる機会となる講座を開催します。	文化財保護課
有形文化財、記念物等の管理の支援	・指定文化財の日常的な維持管理や公開に対して交付金等により支援します。	文化財保護課
無形民俗文化財等の後継者育成の支援	・指定無形民俗文化財の後継者育成事業に対して補助金等により支援します。	文化財保護課
文化財振興事業の支援	・文化財の普及啓発を目的とした振興事業に対して補助金等により支援します。	文化財保護課
指定文化財公開の支援	・指定文化財の定期公開時に管理員を派遣するなど、公開環境の維持・整備を支援します。	文化財保護課
文化財解説パネル、パンフレット等作成	・文化財説明看板の改修や新設、文化財パンフレットの作成等を行います。	文化財保護課
重要文化財防災設備保守点検の補助	・国指定重要文化財の所有者が行う防災設備保守点検を補助します。	文化財保護課



国指定重要文化財 和井田家住宅



県指定文化財 大瀬の獅子舞



### (3) 郷土の歴史・文化普及事業の推進

まちの歴史・文化を広く市内外に情報発信するため、資料館での展示会等を展開します。

また、資料館収蔵資料を活用し、学校を連携して子どもたちの学習活動を支援します。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
企画展、季節展示の開催	・歴史・文化をテーマにした企画展や、雛祭りや端午の節句などの季節展示を実施します。	文化財保護課
歴史入門講座の開催	・初心者のための古文書講座や収蔵資料を活用した講義を開催します。	文化財保護課
資料活用事業の実施 (主に小学生を対象とした郷土学習活動への支援)	・古民家を利用し、ロウソクの明るさ体験や糸車体験など昔の暮らしを体験する課外事業を実施します。	文化財保護課
体験講座の開催	・藍染やわら細工など、地域の伝統工芸技術や年中行事、生活文化をテーマにした体験講座を開催します。	文化財保護課
資料館、併設古民家の整備充実	・資料館、併設古民家の整備充実	文化財保護課
資料館協議会の開催	・資料館協議会を開催し、資料館のより良い運営を実施します。	文化財保護課
収蔵資料(公文書、諸家文書、地域文献等)の収集、整理・保存、活用	・収蔵された資料の目録を作成し、適切な保存とその活用をします。	文化財保護課
WEB版「れきナビーやしお歴史辞典」の編さん	・八潮の歴史・文化の情報を配信する「れきナビーやしお歴史辞典」を充実し、多くの市民に提供します。	文化財保護課
デジタルアーカイブ※による資料情報の配信	・収蔵する資料をデジタル化し、デジタルアーカイブとしてインターネット環境で配信し、市民や教育現場に情報を提供します。	文化財保護課

\*\*\*\*\*

#### 【数値目標】

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
郷土の歴史・文化に関する講座数と参加者数	3講座 37人	53講座 9,000人

## 基本目標 9 こくさいか たいおう きょういく すいしん 国際化に対応した教育の推進

政治、経済、文化など様々な分野でグローバル化が進む中、異なる考え方や価値観を持つ人々と共生していく人材を育成します。

### (1) こくさいりかい きょういく すいしん 国際理解教育の推進

市内の小・中学校にALTを配置し、グローバル化に対応した国際理解教育の充実を図り、国際社会に生きる日本人としての資質を高めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
ALT（語学指導助手）の配置	・ALTを市内の小・中学校へ配置し、児童生徒がネイティブの英語や文化に触れることにより、国際理解の深化と実践的なコミュニケーション能力等を高め、英語教育の一層の充実を図ります。	指導課
語学指導補助員の配置	・英語教育の充実を図るため、中学校の英文法指導等や小学校での外国語（5・6年）、外国語活動（3・4年生）の補助として、市内の小・中学校へ配置します。	指導課
中学生海外派遣の実施	・外国の歴史や文化について理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うため、中学生を海外に派遣します。	指導課
外国語研修会の実施	・市内の小・中学校で教員向けの研修会を実施し、教員の資質と指導力の向上を図ります。	指導課

### (2) がいこくじんしみん こうりゅう そくしん 外国人市民との交流の促進

ボランティア団体等と連携し、外国人市民との交流イベントを開催することにより、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
研修会やイベント等の事業の開催	・ボランティア団体等と連携し、外国人市民との交流イベントを開催します。	市民協働推進課
日本語ボランティアの養成	・外国人市民の日本語学習を支援するボランティアを養成します。	市民協働推進課

## 基本目標 10 たす あ ち いきしゃかい 助け合う地域社会づくり

地域に住む全ての人々が助け合い、協力し合うことは、防災・減災、防犯はもとより子どもたちの成長にとって重要です。

市民のコミュニティ意識を醸成し、地域の一員として主体的に活動する人材の育成に努めます。

### (1) コミュニティ かつどう すいしん 活動の推進

町会・自治会、ボランティア団体、NPO等の地域コミュニティと協働で事業を実施するなど、多くの市民が参加できる機会を設け、地域コミュニティの活性化を図ります。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
地域会議や研修会の実施	・町会・自治会や八潮市コミュニティ協議会※と連携し、地域での課題について意見交換する地域会議や研修会を開催します。	市民協働推進課
地域人材の育成・発掘	・町会・自治会役員の高齢化や後継者不足などに対応するため、町会・自治会などと連携し地域人材の育成・発掘に関する取組を実施します。	市民協働推進課
情報の収集や発信、相談等の実施	・コミュニティ活動等に関する情報の収集や発信、相談等を実施します。	市民協働推進課
町会・自治会、市民活動団体、NPO法人等の活動支援	・協働の担い手となる町会・自治会や市民活動団体などの活動を支援します。	市民協働推進課

### (2) コミュニティ かんきょう せいび 環境の整備

コミュニティ活動に必要な施設や設備の整備等にかかる支援を行います。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
町会・自治会館の改修・修繕、掲示板作製等に対する支援	・コミュニティ活動の拠点施設である町会・自治会館の改修・修繕、掲示板作製等にかかる支援をします。	市民協働推進課

# 基本目標 1 1 しょうがい たの まな かんきょう 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり

## しょうがいがくしゅうせんげん と し 一生 学習宣言都市

幅広い年代の学習ニーズを積極的に取り入れ、多様な学習機会を提供することが求められています。平成3年の「生涯学習都市宣言」に基づき、生涯学習<sup>※</sup>を推進するとともに、「誰でも」「いつでも」「どこでも」学べる環境をつくります。

### しょうがいがくしゅうきかい じゅうじつ (1) 生涯学習機会の充実

多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく学べるよう学習機会の充実に努めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
市民活動団体や生涯学習人財バンク <sup>※</sup> 登録者を活用した各種講座の開催	・市民活動団体等と連携した生涯学習に関する各種講座を開催します。	市民協働推進課
学習成果の発表と交流を目的としたイベントの実施	・生涯学習を通して得た知識や技術などの発表と交流を目的としたイベントを開催します。	市民協働推進課

### じょうほうていきょう そうだんたいせい じゅうじつ (2) 情報提供・相談体制の充実

市民の主体的な学習を支援するため、生涯学習に関する情報提供や相談機能の充実に図ります。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
市民活動支援コーナーの充実	・やしお生涯楽習館を拠点として生涯学習に関する情報の発信、相談等を実施します。	市民協働推進課

### (3) 学習成果の活用 がくしゅうせいがかつよう

市民が生涯学習に取り組むことによって得た知識や技術を活かすための場を提供するとともに、学習成果を発表する機会の充実を図ります。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
学習成果の発表と交流を目的としたイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が生涯学習により得た成果の発表や市内ボランティア団体・市民活動団体の活動紹介・交流を目的としたイベントを開催します。</li> </ul>	市民協働推進課

### (4) 社会教育活動の充実 しゃかいきょういっくかつどうじゅうじつ

市民要望や社会の要請に応えるため、現代的、社会的な課題に対応した魅力的な各種講座等の教育活動を展開するとともに、学習情報を積極的に提供します。また、学校の施設を地域住民の学習の場として活用するなど、学校との協力及び連携を推進します。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
公民館講座・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の要望や社会の要請に応えた公民館講座・イベントを開催します。</li> </ul>	社会教育課
学社連携による学校開放講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対して市内の小・中学校が有する人材や施設・設備を地域社会に開放し学習機会を提供するとともに、学校と地域との連携を深め、地域に根ざした魅力ある学校づくりの推進、地域の教育力の活性化、地域文化の向上を図るために生涯学習学校開放講座を開催します。</li> </ul>	社会教育課



公民館講座

「プロカメラマンが教える魅力的な写真の撮り方」



学校開放講座「箏曲教室」(八條中学校)

しゃかいきょういっくかつどう すいしん  
**(5) 社会教育活動の推進**

地域が抱える様々な社会的課題への対応に努め、社会教育活動により教育を受けた人材が、各地域や社会教育施設等において社会教育活動を広げられる取組を推進します。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
やしお市民大学の内容の充実	・生涯学習による人づくりを担い、市民との協働によるまちづくりに貢献できる市民の育成を目的に開催し、市の事業や一般教養を学ぶやしお市民大学の内容の充実を図ります。	社会教育課
やしお市民大学大学院の内容の充実	・やしお市民大学を卒業後、さらに専門性の高い研究を希望する市民に対し開催しているやしお市民大学大学院の内容の充実を図ります。	社会教育課



やしお市民大学第2学年  
「学長講話」



やしお市民大学・大学院卒業式

としょかんじょうほうていきょうじぎょう すいしん  
**(6) 図書館情報提供事業の推進**

市民の様々な学習要求に応え、読書活動の促進を図るため、幅広い分野の資料を収集・提供するとともに学校や保育施設等と連携して図書館事業を推進します。

**主要事業**

事業名	内容	担当課
図書館資料の貸出しや特集図書展示等の実施	・多種多様な図書館資料を収集・保存・整備し、貸出しを行います。また、読書への関心を高め利用の推進を図るため、特集図書展示等を実施します。	社会教育課
朗読会や上映会等の開催	・図書館の利用促進を図るため、朗読会や上映会等を開催します。	社会教育課

【数値目標】

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
社会教育に関する講座数と参加人数	29講座 957人	70講座 3,250人
市民大学・市民大学院延べ卒業者数	434人	600人
図書館利用者数と貸出数	63,176人 230,553点	230,000人 458,000点



科学遊び



スペシャルおはなし会

## 基本目標 1 2 あんぜん あんしん きょういくかんきょう 安全・安心な教育環境づくり

子どもたちや市民が学ぶ学校などの施設は、安全・安心で快適な環境でなければなりません。学校・地域・家庭の深いつながり構築し、望ましい教育環境づくりを中長期的な展望に立って進めます。

また、子どもたちや市民が危機回避能力、危険予知能力を身につけるなど、機会をとらえた指導・啓発を行います。

### (1) あんぜん あんしん きょういくかんきょう じゅうじつ 安全・安心な教育環境の充実

施設・設備の改修に努めるとともに、各学校の現状に合った教材・備品の計画的な整備を進めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
改修工事等による学校施設の環境改善	・八潮市学校施設長寿命化計画に基づき、改修工事等により学校施設の経年劣化を計画的に改善するとともに、教育環境の質的向上、バリアフリー化、防災機能の強化、省エネルギー化等、これからの学校施設に求められる機能及び性能確保を図ります。	教育総務課
学校体育館への空調設備導入の検討	・授業中における児童等の熱中症対策及び災害時における避難所機能の向上を図るため、体育館への空調設備導入を進めます。	教育総務課
教材及び備品の整備	・学校要望等を勘案するとともに、各校の現状に合わせて教材及び備品を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
教育相談所の再整備	・教育相談所が老朽化していることから、再配置及び就学相談、教育相談、適応指導支援を包括したセンター的機能を果たすことができるよう整備の検討を行います。	指導課



## (2) 安全教育の充実

児童生徒自らが自然災害や日常生活の中に潜む交通事故等の様々な危険を予測し、危険を回避する行動が取れるよう安全教育を推進します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
スクールガード・リーダー※の配置	・学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっており、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を推進します。	指導課
防犯パトロール・ボランティア※協力員連絡会議の実施	・児童生徒が安心して登下校ができるよう、防犯パトロール・ボランティア協力員連絡会議を開催し、情報交換を行います。	指導課
八潮こども「防災マイスター※」の実施	・「八潮こども防災マイスター」講習会を実施し、資格取得後は、地域防災活動への積極的な参画や各校の避難訓練や全校集会での活躍等、防災教育の充実を図ります。	指導課

## (3) 防犯力の強化

防犯協会、町会・自治会、学校等と連携し、防犯対策の普及啓発に努めます。また、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域におけるパトロールを実施し、地域防犯力の強化に努めます。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
防犯対策の普及啓発	・警察や地域防犯推進員などと共に、戸別訪問による啓発活動のほか、地域安全大会において防犯に寄与された個人、団体への表彰をとおして、防犯に対する意識の高揚を図ります。	交通防犯課
防犯パトロール活動の支援	・自主防犯団体に対して、防犯活動に必要な誘導棒やのぼり旗を貸与するとともに、警察官から犯罪の現状や対策を講義してもらい、意識の醸成を図ります。	交通防犯課

#### (4) 防犯施設の整備

町会・自治会と連携して防犯灯の整備を促進するとともに、警察と協議しながら防犯カメラを計画的に整備し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

##### 主要事業

事業名	内容	担当課
町会自治会で設置管理する防犯灯に対する補助	・町会・自治会で設置管理する防犯灯の電気代、修繕費、設置費用の全部又は一部を補助します。	交通防犯課
八潮駅や学校周辺に設置された防犯カメラの管理	・児童が犯罪に巻き込まれないための抑止力として、防犯カメラを設置しており、常に作動状況を管理するため、保守点検を実施します。	交通防犯課

#### (5) 交通安全意識の高揚

交通安全教室や交通安全運動を通じて市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、自転車運転者に対する交通ルールの徹底と交通マナーの向上に取り組みます。

##### 主要事業

事業名	内容	担当課
交通安全教室の実施	・警察官や交通指導員により、模擬信号機を利用した交通安全に関する指導、教育をおこないます。	交通防犯課
交通指導員による登下校時の指導	・通学路に指導員を配置して、児童に交通ルールを指導するとともに、交通マナーの向上を図ります。	交通防犯課
街頭キャンペーンの実施	・交通安全に関する意識の高揚を図るために、駅周辺などの人が多く集まる場所で、交通安全に関する啓発品を配ります。	交通防犯課
スケアード・ストレイトの実施	・スタントマンを起用して、自転車に関する交通事故を再現してもらい、交通事故の悲惨さを学んでもらいます。	交通防犯課

## (6) 交通安全施設の整備

都市基盤整備の進捗状況や交通環境を考慮しながら、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設を計画的に整備します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
道路照明灯、道路反射鏡、路面標示等の整備	・交通事故が多発している場所や市民等から要望のあった危険箇所に交通安全施設を設置します。	交通防犯課



## 基本目標 13 スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり

### 健康・スポーツ宣言都市

本市は平成21年に「健康・スポーツ都市宣言」をしました。

この宣言に基づき、全ての子どもたちや市民が、自らの健康に関心を持ち、バランスのとれた食生活を心掛け、スポーツやレクリエーションなどに親しみ、心身ともに豊かな生活を送るための環境づくりに努めます。

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、年齢、体力、運動能力等に応じたスポーツ教室等を充実します。また、市民の健康増進や世代間交流を図るため、誰もが生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行える環境づくりに努めます。

#### 主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ教室の実施	・市民がスポーツをはじめのきっかけづくりとなるよう、子どもから成人、高齢者、障がいのある人などのスポーツ教室やイベントを開催します。	スポーツ振興課
各種大会等の開催	・地域の特色を活かし、各種大会やレクリエーション大会等のスポーツ行事を、市民、スポーツ・レクリエーション団体等と協働で開催します。	スポーツ振興課



サッカー教室



## (2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実

地域でのスポーツ・レクリエーション活動やスポーツ行事等を支える指導者やボランティア等の人材育成を進めます。市民と行政を結びつけるコーディネーターとなるスポーツ推進委員と連携して、活動を充実します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ指導者への支援	・各種団体や地域において、年代やレベル、目的に応じた指導や助言を行う指導者の育成を図るため、研修会や講習会を開催するほか参加の支援を行います。	スポーツ振興課

## (3) スポーツ・レクリエーション団体の育成

市民が継続的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむためのパートナーとなるスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

### 主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ・レクリエーション団体への支援	・体育協会やレクリエーション協会及びスポーツ少年団への補助金の交付並びに各団体が行う市民大会等の事業環境を整えます。	スポーツ振興課

#### (4) スポーツ・レクリエーション<sup>かつどう じゅうじつ</sup>活動の充実

市民が安全で安心してスポーツ施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動を行うため、市民のニーズ等に合わせたスポーツ施設の適切な維持管理と計画的な施設の充実に努めます。

また、市民が身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう学校体育施設等の有効活用に努めます。

##### 主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ施設の適切な維持管理	・市民のスポーツ・レクリエーション活動拠点としての体育施設等が、市民ニーズ等にあって、安全で安心して利用できるよう計画的な維持管理に努めます。	スポーツ振興課
屋外運動施設の整備	・市民のスポーツ・レクリエーション活動拠点としての体育施設等が、市民ニーズ等にあって、安全で安心して利用できるよう計画的な維持管理に努めます。	スポーツ振興課

※各基本目標には、数値目標が掲げられている事業があります。

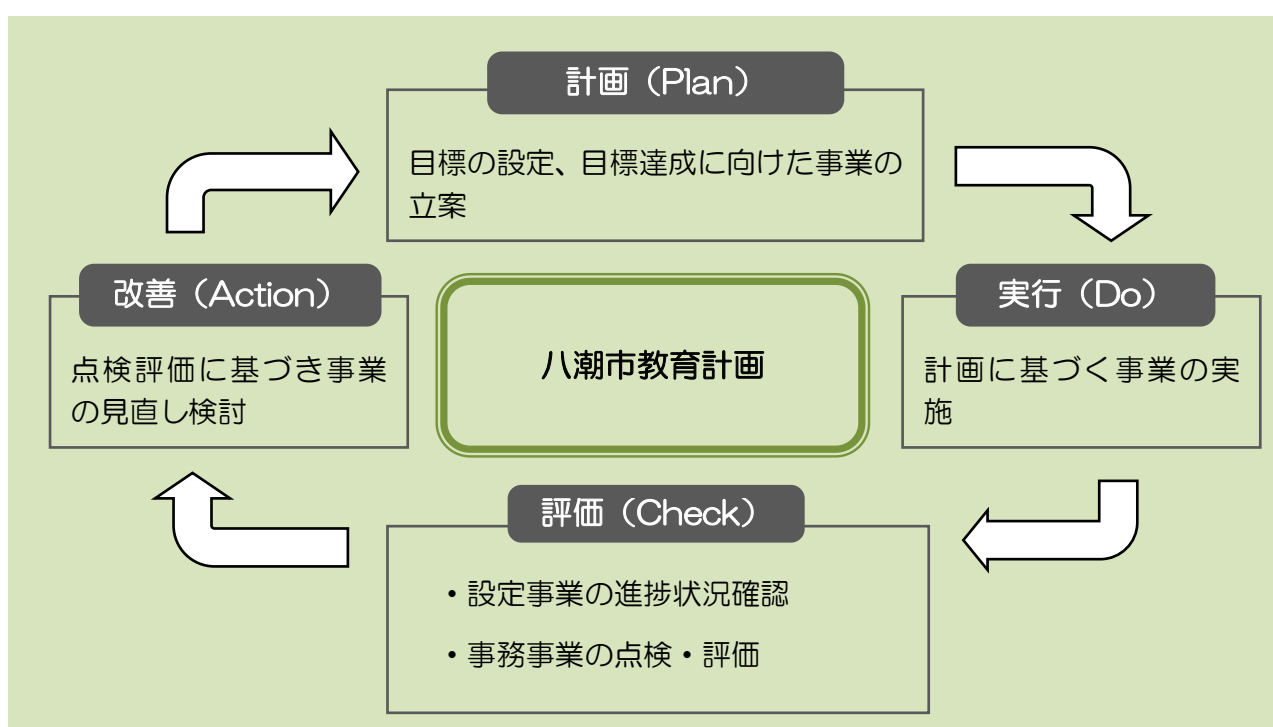
令和2年度は未実施若しくは数値が低くなっている事業もありますが、ほとんどが新型コロナウイルスの影響によるものです。

長期的な目標値は新型コロナウイルスの感染状況を考慮したものではありませんので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

## VI <sup>けいかく</sup> <sup>しんこうかんり</sup> 計画の進行管理

本計画の円滑かつ着実な推進を図るため、「教育委員会の事務に関する点検評価」を活用し、PDCAサイクル（経営マネジメントサイクル Plan：計画⇒Do：実行⇒Check：測定・評価⇒Action：対策・改善）による適切な進行管理を推進します。

現状の施策活動実績を分析評価し、その中から課題や改善点を洗い出して次の施策に生かしていくことで基本理念の実現を目指します。

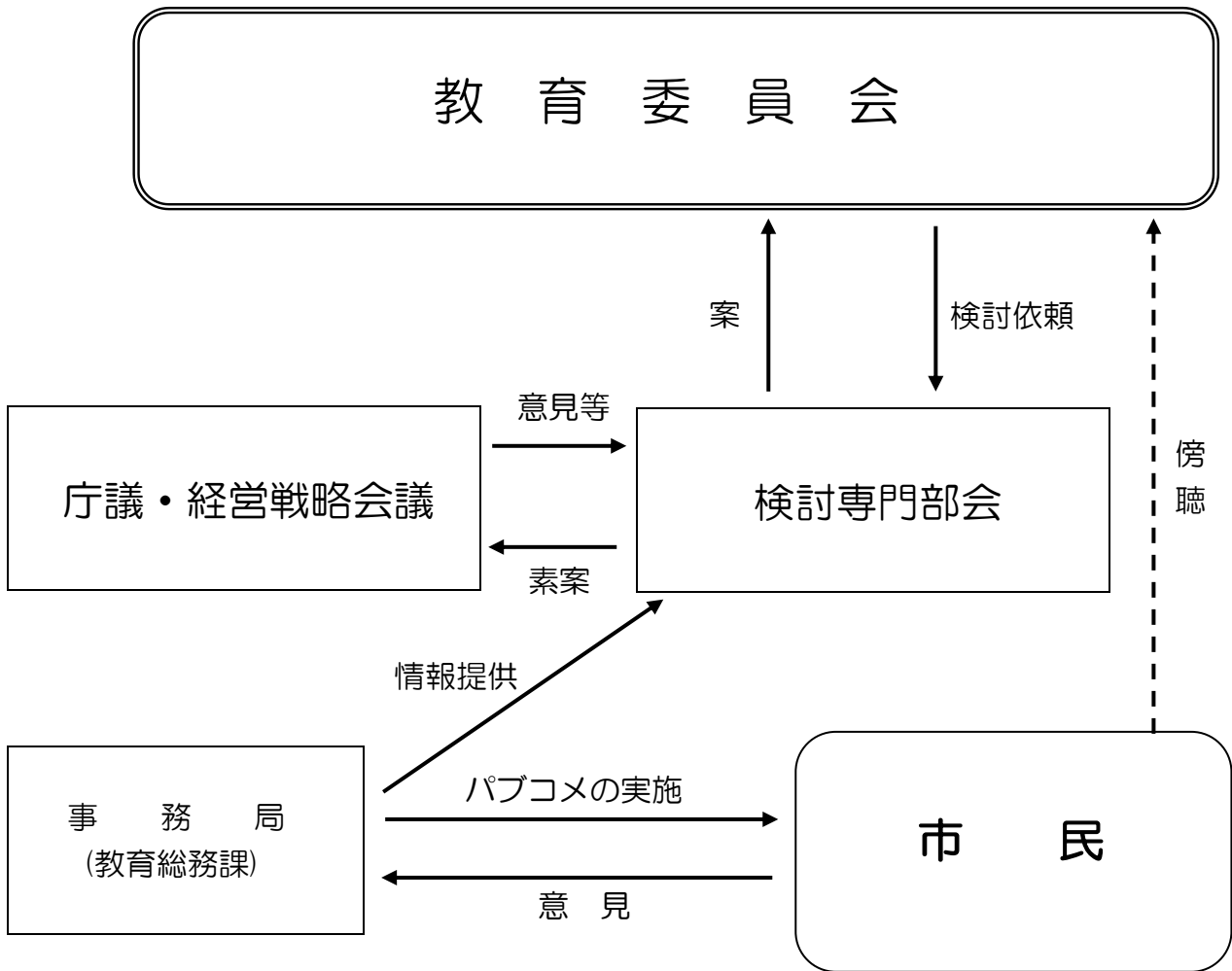


第2期八潮市教育計画の進行を管理していくため、毎年度、事業部局ごとに設定事業の確認を行い、計画の進捗状況や目標の達成度合いを図ります。

また、進行管理と合わせて、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく事務の点検及び評価の過程において、有識者の知見等を活用する中で、施策を評価し、計画に必要な改善・見直しを行い、結果を公表します。その結果を翌年以降の施策に反映させながら、計画の実現を図っていきます。

# さんこうしりょう Ⅶ 参考資料

## けいかく さくていたいせい (1) 計画の策定体制





---

さくていけいい  
(2) 策定経緯

日程	内容
令和3年 5月	教育委員会定例会（報告）
6月	第1回庁内検討専門部会
8月	第2回庁内検討専門部会 教育委員会定例会（協議）
9月	第3回庁内検討専門部会 教育委員会定例会（協議）
10月	総合教育会議
11月	意見公募の実施（11月19日～12月20日）
令和4年 1月	第4回庁内検討専門部会 教育委員会定例会（議案）
3月	庁議（付議） 計画策定

---

やしおしきょういくけいかくけんとうせんもんぶかいせっちようりょう  
(3) 八潮市教育計画検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、八潮市教育計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、第2期八潮市教育計画（以下「計画」という。）について調査及び研究を行い、総合的な計画策定に関する事項を検討する。

(構成)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び計画に関連する部会員をもって組織する。

2 部会長は教育総務課長をもって充て、副部会長は、政策担当主幹とし、部会員は別表のとおりとする。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(関係者の協力)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の協力を要請することができる。

(任期)

第5条 専門部会の構成員の任期は、計画策定の日までとする。ただし、異動等による補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が会議に諮って定める。

附 則（令和3年6月2日 教育長決裁）

この要領は、教育長の決裁のあった日から施行する。ただし、第2期八潮市教育計画の策定をもって失効する。

別表

	役名	職 名	氏名
1	部会長	教育総務課長	千葉 靖志
2	副部会長	政策担当主幹	篠原 啓佑
3	部会員	社会教育課長	井上 隆雄
4	部会員	文化財保護課長	高山 治
5	部会員	学務課長	山内 修
6	部会員	指導課長兼小中一貫教育推進室長	千嶋 淳一
7	部会員	学校ICT推進課長	菅谷 昌史
8	部会員	人権・男女共同参画課長	倉林 昌也
9	部会員	交通防犯課長	栗原 眞一
10	部会員	市民協働推進課長	峯 孝貴
11	部会員	スポーツ振興課長	五十嵐 睦

## VIII ようごかいせつ 用語解説

行	用語	内容
あ	ICT	Information and Communication Technology の略称。情報通信技術。授業に取り入れることで、学習内容を分かりやすく説明したり、児童生徒の学習意欲を高めたりする効果がある。
	秋田県小坂町への派遣研修	施設一体型の小中一貫教育を推進しており、全国学力・学習状況調査の結果が上位である秋田県の小坂町立小坂小・中学校に市内の教職員を5日間に渡って派遣し、研修をおこなっている。
	アナフィラキシー	重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器など様々な臓器で症状を起こす。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。
か	外国人市民	国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民のこと。
	核家族	夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。
	学力向上指導員	小学校での教員の指導を職務としている。主に、教職経験年数が5年以内の教員や臨時的任用教員の指導をしており、市内7つの小学校に配置している。
	GIGAスクール構想	GIGA は Global and Innovation Gateway for ALL の略称。児童生徒1人1台端末（コンピュータ）及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する力・態度を育てる教育のこと。
	教育委員	教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するもの。 ※本市の教育委員は4名
	教育相談所	フレンドスクール（適応指導教室）・就学相談・教育相談業務を行う。相談には、専門の相談員及び臨床心理士が対応している。

行	用語	内容
さ	さわやか相談員	いじめや不登校等への対応に関すること、児童生徒、保護者との相談及び援助に関すること、教職員等との連携に関すること、学校・家庭・地域社会との連携に関すること、関係機関との連携に関することなどを職務としている。
	指導主事	学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
	地場産野菜	食材として使用する土地で採れた野菜のこと。
	ジュニアリーダー	仲間づくりのリーダーとして、地域における様々な活動において中心的役割を担う青少年のこと。
	ジョイスタ（土曜勉強会）	学力の向上と学習意欲の高揚を図るために行う、特別授業や補充的な学習教室。
	生涯学習	市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく学び、豊かな人間性を培うために自主的・自発的に行う学習活動のこと。
	生涯学習人財バンク	個人の持っている知識・技能や特技、学習成果等を活かしたいという意欲のある人々の情報を集約し、提供する仕組み。協働の担い手となる「人」を市の財産として捉え、「人財バンク」という名称を用いている。
	小中一貫教育	小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のこと。
	少人数指導補助教員	授業において担任教師及び教科担当教師による児童生徒への指導補助等を担う教員免許状保有者のこと。
	情報技術革新	GIGA スクール構想に伴い、ICT を活用し個別最適化された学びを持続的に実現させる教育革新。
	情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を、学習活動などを通じて身に付けさせること。
	食育	様々な経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育すること。
	食育主任	学校において、給食や食育について担当している教職員のこと。また、学校の代表として八潮市学校給食研究委員会に参加し、給食の運営や献立、衛生・安全、給食指導等について協議を行う。
	自立支援指導員	児童生徒の教育相談及び心理相談に関すること、保護者及び教職員の教育相談及び心理相談に関すること、いじめ・不登校への対応に関すること等を職務としている。

行	用語	内容
さ	新体カテスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に毎年実施している調査。埼玉県内では公立小中学校及び公立高等学校の全ての児童生徒が対象で、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「50m走」「立ち幅跳び」「ボール投げ」「持久走」または「20mシャトルラン」を実施種目とする。
	新体カテスト攻略ハンドブック	児童生徒の正確な数値を測定し、持っている力を最大限に引き出すために、測定方法・声かけの仕方・トレーニング方法等についてまとめたものである。教職員用と児童生徒用を作成し、測定方法や声かけの仕方等を共通理解・共通指導することで、市内全体の体力向上につなげるもの。
	スクールカウンセラー	学校において、公認心理士・臨床心理士等の資格を有し、不登校等に対応するための相談業務を行う心理専門職。
	スクールガード・リーダー	埼玉県教育委員会から委嘱された防犯の専門家で、教育委員会が指定する区域内の学校の定期的な巡回指導を行う。
	スクールソーシャルワーカー	学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。
	スケアード・ストレイト	スタントマンが交通事故を再現し、その恐怖や危険性、悲惨さなどを体感してもらい、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に付けてもらう手法のこと。
	専門機関による衛生検査	八潮市教育委員会において外部検査機関に依頼し実施している、給食提供施設及び配送用トラック、また、給食の受け入れ口となる学校の配膳ホールの衛生検査のこと。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	男女平等教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性について学ぶこと。
	地域防犯推進委員	犯罪のない明るい社会を実現するために、地域住民が協力し、地域の安全思想の普及、啓発活動などを行う。

行	用語	内容
た	中1ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化に馴染めず、不登校やいじめ等が急増する現象のこと。
	中学校ブロック	市内の小学校10校、中学校5校を5つのブロック（小学校2校・中学校1校）に編成したもの。
	超スマート社会（Society 5.0）	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指すもので、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等を伴う。
	通級指導教室	小・中学校の通常学級に在籍する軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」という特別の場で行う、特別支援教育の一つの形態。
	通常学級	小・中学校で通常の授業を行う学級。同学年で構成され、小学校1・2年生は最大35人、3年生以上は最大40人を上限とする（今後、小学校3年生から順に35人となっていく予定）。
	デジタルアーカイブ	図書・出版物、公文書、美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みのこと。
	同和教育	社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くための教育のこと。
	同和問題（部落差別）	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題のこと。
	特別支援学級	特別支援教育を行うために、小・中学校内にある、8人を上限とした少人数学級。一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かい配慮が可能となる。
	特別支援教育介助員	障がいや困り感のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助や、学習活動上のサポートを行う。
	特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

行	用語	内容
な	日本子どもチャレンジランキング連盟	広く一般市民を対象として、子どもの健全育成を念頭に置き、教育的視点によるチャレンジランキング大会・審判講習会などの事業を行うことにより、文化、学術の振興を図り、子どもの健全育成に寄与することを目的に組織している団体。
は	発展学習	学習指導要領の範囲を超える学習内容。全ての児童生徒に指導するものではなく、授業で教えなくてもよいとされている。
	防災マイスター	本市が包括協定を結んでいる国土舘大学と連携し、防災の知識や救急救命の重要性について早期の段階で学ぶものである。受講できる者は、八潮市内の小学校5・6年生並びに中学校1年生である。講習を通して「八潮こども防災マイスター」の資格取得を推進し、地域防災活動の中心として活躍するとともに、有事の際に、成人とともに地域の力となることを期待し、防災教育の充実を図るために行っている。
	防犯パトロール・ボランティア	ボランティア協力員が、本市の安全なまちづくりや将来の八潮を担う子どもたちの安全確保のため、児童生徒の下校時の声かけや地域のパトロール等を行っている。
	ボーイスカウト	青少年がその自発活動により、自ら健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技術を体得し、かつ誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し実践できるよう教育することを目的に組織している団体。
	補充学習	理解が不十分な状況から学習指導要領の学習内容を定着させる。類似の問題や繰り返し学習を行い、基礎基本を定着させる。
ま	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のことで、貝塚・集落跡などの遺跡や、土器・石器・木製品などの遺物がこれにあたる。
や	やしお子どもセンター	子どものための体験活動機会や家庭教育、地域での子育て事業等の情報を収集、提供し、夢を持ったたくましい子どもを地域で育てることを目的に組織している団体。
や	やしお子ども土曜広場	子ども達が地域社会の中で心豊かに育まれるように、小学校の施設等を活用し、子どもの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施する事業のこと。



行	用語	内容
や	八潮こども夢大学	応用力・活用力を養い、家庭で学習する習慣を培うためには、学習に対する興味・関心を喚起させることが重要である。その実現のため、大学と連携協力し、子どもたちの将来の夢や希望をはぐくみ、知的好奇心や学ぶ意欲の向上を図る。参加を希望する小学校5・6年生児童が、特色のある授業・研究をしている5つの大学を選択して出向き、様々な分野の内容を広く学ぶ。講義に加え、実験・実習などの体験的な学習や大学の施設見学などを行う。
	八潮市子ども会育成者連絡協議会	市内の子ども会及び育成会相互の連絡を緊密にし、情報を交換するとともに、知識の向上をはかり、将来子どもたちが社会人として健全に成長していくよう、側面から援助することを目的に組織している団体。
	八潮市コミュニティ協議会	全44の町会・自治会から選出された委員で構成され、「心のふれあう豊かで住みよい地域社会の構築」を目的として様々な活動を行っている団体。
	八潮市人権教育推進協議会	本市における同和教育をはじめとする人権教育の振興を積極的に図ることによって、平等で明るい社会づくりに寄与することを目的に組織している団体。
	八潮スタンダード推進教員	各校において、八潮スタンダードに基づいた指導・助言を行う教員。秋田県小坂町に派遣された教員が八潮スタンダード推進教員に任命される。
	八潮スタンダード	新学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びを実現する為の目指すべき授業展開を示したモデルのこと。
	八潮市学校警察連絡協議会	市内の小・中学校と市内の県立高校、草加警察署、その他関係諸機関・部署等で相互連携を図りながら、市内で発生した生徒指導事案や不登校事案等における対応について情報共有などを行う連絡協議会。

## 【子どもの権利条約】

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

### ● 「子どもの権利条約」 4つの権利

- ・ **生きる権利** 全ての子どもの命が守られること。
- ・ **育つ権利** 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援などを受け、友達と遊んだりすること。
- ・ **守られる権利** 暴力や詐欺、有害な労働などから守られること。
- ・ **参加する権利** 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

### ● 「子どもの権利条約」 一般原則

- ・ **生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)**  
全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ・ **子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)**  
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- ・ **子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)**  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ・ **差別の禁止 (差別のないこと)**  
全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

# 子ども憲章

水と緑に恵まれた八潮市に生きる私たちは、  
輝かしい未来と無限の可能性に向かい  
健やかに成長していくことを誓い、  
ここに「八潮市子ども憲章」を定めます。

健康・命 わたしたちは、ひとつしかない尊い命を大切にし、  
明るく健康な生活をします。

思いやり わたしたちは、いつも友だちや周囲の人に対する  
思いやりの心と感謝の心を持ち続けます。

家 族 わたしたちは、かけがえのない家族を大切にし、  
協力し合い助け合います。

夢・希望 わたしたちは、大きな夢や希望を持ち、自ら進んで  
自分の道を切り開いていきます。

環 境 わたしたちは、このまちの豊かな自然を大切にし、  
環境にやさしい生活をします。

平成14年1月15日制定

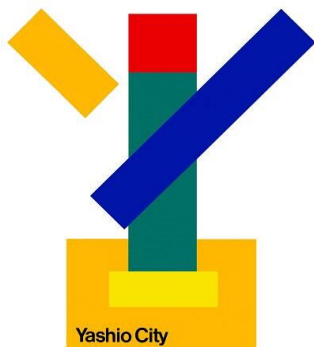
## 八潮市教育計画 はばたき

発行日 令和4年3月31日

発 行 八潮市教育委員会  
〒340-0816  
埼玉県八潮市中央二丁目10番地17  
TEL 048 (996) 2111 (代表)

編 集 八潮市教育委員会事務局  
教育総務部 教育総務課  
TEL 048 (996) 4281 (直通)  
FAX 048 (998) 0828  
ホームページアドレス <http://www.city.yashio.lg.jp/>  
E-Mailアドレス [kyoikusomu@city.yashio.lg.jp](mailto:kyoikusomu@city.yashio.lg.jp)

住みやすさナンバー1のまち 八潮



### ◎ シンボルマーク

新しい八潮市の顔となるシンボルマークのニックネームは、「八潮ツリー」。

YASHIOの頭文字「Y」をモチーフにしており、人が両手を広げている姿、あるいは大きく育つ大樹の形状をシンボライズ化しています。

新しい八潮市のキーワードとなる「あたたかさ」「明るい未来」「市民のエネルギー」をダイナミックで先進的な造形で表現しました。

土台の濃い黄色は現在の市民、その中の淡い黄色は市役所を、その上に乗る緑色の幹は現在の八潮市、青色の斜めの枝はこれからの八潮市、左の枝は伸び行く市民、そして頂上の赤色は市民のエネルギーを表現しています。